

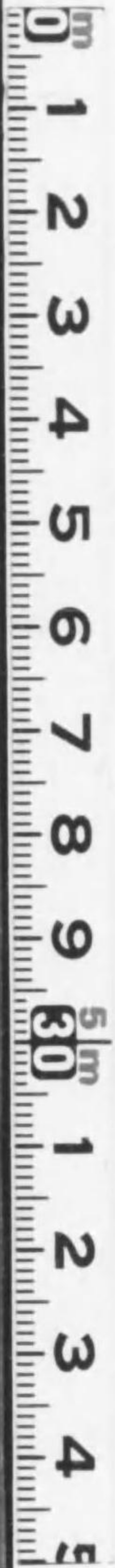
爪哇及マドウラ
(南洋叢書 第三卷)



14. 5-80
1200601088093

南洋
十一月

南洋協會臺灣支部



始



一、本書は英国外務省が平和會議に臨まんとする代表員の參考資料とせんが爲め、一九一七年春特に一課を新設し専ら之が編纂に當らしめたるものなるが、所說的確簡潔にして、爪哇及マドウラの情勢を知らんと欲する者の爲めに便益なるべきを以て之を譯出することとせり。

一、書中統計に關する所、資料稍々古きに過ぐるの嫌あり、依りて別を得たる最新の數字を特に卷末に加へ不備を補ふに努めたり。

一、本書は閱覽の便に資せんが爲め筆寫に代ゆるに印刷を以てしたるに過ぎずして敢て公刊したるものにあらず。

大正十二年十月一日

南洋協會臺灣支部

爪哇及マドウラ

目次

第一 地文及政治地理	一頁
一 位置及廣袤	一
二 地形表地 海岸 河系	一
三 氣候	五
四 衛生	七
五 人種及言語	八
土民 他東洋人 歐洲人	
六 人口	一一
分布 都市 移動	
第二 政治史	一三
年代記摘要	
一 最初の歐洲人植民地	一五

一 葡國人のマラツカ征服・モルツカス、爪哇、スマトラ・蘭人の干渉・蘭人勢力の扶植……………二七

二 和蘭東印度會社……………二七
 ・一六〇二年會社設立・英國の拮抗・クーン總督・クーンの酷政・テ・カベンテイル總督・英國との衝突
 ・クーン再任・パタビヤの包圍・十七世紀・會社の政治的活動・商業政策・土王・會社・制度の害悪・パタ
 ビヤ共和國の會社所屬物繼承

三 デンデルス治下の東印度Ⅱ一八〇八—一一年……………三三
 ・アンアルスの總督受命・英國よりの脅威・英國の爪哇奪取・和蘭の失領影響

四 英國治下の東印度Ⅱ一八一—一六年……………三四
 ・ラツフルズ副總督・行政分割・爪哇改革・理事官ミ土王・ラツフルズの再改革・鹽專賣・東印度の對蘭還附

五 和蘭統治の復還Ⅱ一八一—一六年……………三六
 ・和蘭委員の政策・ファンデルカヘレン總督・一八二四年の條約

六 和蘭商事會社……………三九
 ・會社の設立・變遷の状態・特許、資本、及配當

七 不安及び爪哇戰爭Ⅱ一八二五—三〇年……………三〇
 ・統治上の問題・爪哇戰爭・戰爭の原因・戰爭の指導者及損害・土王權勢の制限

八 ファンデン・ボツシユと其政策……………三二

第三 社會及政治的狀態……………四〇

一 宗教……………四〇

二 政治……………四一
 土着主權者 總督及評議員會 諸州 公債 法律

三 陸海軍の編制……………四五

四 教育……………四六

總括的觀察……………四七

第四 交通……………五〇

一 島内……………五〇
 水道路
 河川

目次

ハ 鐵道

ニ 郵便 電信 電話

二 島外

イ 港灣

(一) 設備 (二) 貿易の量 (三) 經濟的要求の對策

ロ 海運航路

ハ 海底及無線對外通信

第五 産業

一 勞働

二 農業

イ 商用有價產物

(一) 植物產物

澱粉 玉蜀黍 米 小麥 規那 ココア 珈琲 棉花 洋藍 カボツク

產油植物 阿片 鹽 香料 砂糖 茶 煙草

(二) 畜類及畜產物

ロ 耕作の方法

ハ 林業

ニ 土地享有

三 漁業

四 鑛業

鑛業法

五 製造業

六 動力

第六 商業

一 對内

イ 商業の主要分類

ロ 都市、市場

ハ 商業改善の機關

ニ 外人事業

二 對外

イ 輸出

数量及價額 仕向國

ロ 輸入

数量及價額 原産國

ハ 税關及關稅

目次

第七 財政

一 領土財政..... 九〇

 歳入..... 九〇

 歳出..... 九〇

二 通貨..... 九七

三 銀行..... 九七

四 外資の勢力に主たる投資場..... 一〇三

第八 總説..... 一〇五

附録 一八二四年英國及和蘭條約

参考書目

追補統計

● 爪哇海外貿易表 一八九二〇—一九二一年對照..... 一二五

● 一九一三、一九一九、一九二一年蘭印輸出入價額比較..... 一二七

● 一九二〇、一九二一、一九二二年日本對蘭印貿易..... 一二八

● 一九二二年爪哇糖生産見積並に一九二二年糖蔗作面積..... 一二〇

● 一九二一年爪哇マドゥラ水稻收穫及作付面積..... 一二三

● 同上陸稻收穫及作付面積..... 一二三

● 一九二二年爪哇マドゥラに於ける水稻の作付面積及收量..... 一二三

● 一九二〇、一九二一、一九二二年爪哇マドゥラに於て作業せるゴム園數及其産額(州別)..... 一二四

● 一九二〇、一九二一年蘭印爪哇マドゥラに於ける茶栽培面積及其産額..... 一二五

● 一九二〇、一九二一年爪哇マドゥラに於ける椰子栽培面積及其産額..... 一二六

● 一九二〇、一九二一年蘭印規那栽培面積..... 一二六

● 爪哇マドゥラに於ける煙草の作付面積並に産額..... 一二七

● 一九二〇年十一月爪哇マドゥラ人口現在..... 一二六

爪哇及びマドウラ

第一 地文及政治地理

一 位置及廣袤

爪哇島は、其西北に殆ど相觸れんばかりの一小鄰島マドウラと共に、西北にはスマトラ又東には小スンダ諸島を控え、馬來群島の一大連脈として、爪哇海及び印度洋の間に位す。

南緯五度五分及び八度四七分、東經一〇五度一四分及び一一四度三八分の間に横はり、延長凡そ六五〇哩、最大幅員一二五哩にして面積(マドウラを含む)は五〇、七七七平方哩を有す。

二 表地 海岸 河系

表地

地形を以てすれば爪哇は之を三區に分つべし。即ち二箇所の廣部は *Cheribon* 以西及び *Samarang* 以東の兩極端に在りて、腰部とも稱すべき狭小地帯其の中央にありて之を連結す。

西部區域に於ては山嶽概ね南方に集まり、其主要系統は即ちブレアンガー山地を形成し、之れが

以北は數多火山尖峯を除き漸次傾斜して平野となれり。西北には孤立したる Pandi-gang の山地あり、又其西端にある半島は Tjaring の密林丘地より成り、此等高地は共に Pantam 州に屬す。

チエリボン及びスマランの間にある狭小中央區域に於ける山嶽は寧ろ明確なる連脈を形成し、火山尖峯の數少なく且つ廣く散在す。主要山脈は寧ろ本島の北方に走れども而かも東南に屈曲して Marbau 及び Merapi の兩峯となりて止む。其最高點は Siamat (一、一〇〇呎)にして、之れが東端には Panga の谷地ありて其脈絡を斷てり。南方 Serayu 及び Banyumas の長谿より成れる原野之を隔て、石灰岩より成れる一山脈あり。

東部區域の山系は中間一團の火山を有する石灰岩及び砂岩の山脈を以て成れり。北方連脈は二箇の平行山脈を成し、其海岸に近きはマドウラ島に及んで更に繼續す。南海岸には一團の石灰岩山地連亘し、東方 Luma-jang 及び Jember の兩谷地其間に介在せるも、東南方 Bantawan の半島に連及せり。沿海山脈中には數多の火山在りて中央の附近に於ては重列を形成し東端に及ぶに従ひ單列の高峯となりて連續す。

爪哇には總數凡そ一二五座の火山ありて、就中十四は活火山なり。然れども此等活火山の動靜は普通の場合頗る平穩にして、唯に尖峯の未だ破れざる儘に存するものは、猛烈なる爆發の可能性を有す。本島表地の四分の一以上は主として安山岩及び玄武岩より成れる火山岩を以て之を蔽ふ。

パンタムよりチエリボンに至る西部爪哇の廣漠たる北方原野は之を二分すべし。即ち幅員三哩より二五哩に亘り、河海的作用(三角洲の部分最も廣し)によりて形成せられ、其の最高凡そ五〇呎に達したる海濱、其の一にして、他の一は即ち更に早期の積層にして高度三〇〇呎若くは以上なる奥地の原野之れなりとす。カラワン及びチエリボンには河岸と沿海には沼澤多し中部爪哇に於ける北方は原野甚だしく狭小なれども、其の南方にはチラチャップの沼澤、パンユマスの廣野及びスラエーとブラガの兩谷地あり。沿海地帯は概ね細狭なり。終りに其の東部には此方に沿海の原野ありてスマランよりスロバヤに及び、其の大部分は海質の土砂を以て成り、且つ南方に低地ありて概ね沼地にあらざれば砂丘なり。奥地には多數火山の間にスラカルタ、マデオン、ケデリ及びマランの諸廣原の横はるありて、概して傾斜の度大ならず、偶々一、六〇〇呎の高度を有するに過ぎず。

海岸

爪哇北海岸には水深淺き爪哇海に注げる河川數多ありて海濱に於ける狭小平地の形成に寄與し、全北海岸に亘りて連續し僅に偶發的にして而かも輕微の中斷點を存するのみ。チエリボンの西方海濱はニパー椰子及びマンダローツ林之を蔽ひ、東方には砂地及び沼澤の地帯多し。海岸地帯は全延長に亘り概ね海に臨んで徐ろに傾斜すれども、各河口に於ては沈泥堆積して砂泥の洲を形成す。沿岸多數の江灣あれども、一として深水を以て灣入するものなし。就中最良の港はスロバヤなるが、之

れ即ち主として爪哇本土とマドウラとの間にある海峡を以て成る。尙ほ人工方法によりて一要港を
 バタビヤ灣内タンジョンブリオクに築設せり。

南海岸に於ては濱邊に近く水床甚だ深く沈下す。波濤強勢にして沖積層を碎去するを常とすれど
 も、地方によりては之を再び復積して砂峯を築く所あり。Serayu 河口より Ulu 河に至る (Banyumas
 Baselan 及び Jolva の沿岸) 區域には三箇の砂峯ありて、高サ五〇呎、幅員一〇〇乃至六〇〇碼な
 り。此種砂丘は移動し易くして、東南季節風の期間には能く諸所の河口を閉塞し、流程を西方に轉
 ずるの傾向あり。尙ほ砂丘の稍小なるものは沿岸中爾餘の各所に在りて偶々潟地及び沼澤を封塞
 す。

ウバク河の東方は高サ凡一五〇呎に達する絶壁にして、南部爪哇の石灰岩丘に列なり、長程殆ど
 江灣を見ず。Gempu 島の彼邊、南部 Pasuruan 及び南部 Peking の兩地方に於ては山嶺の海邊に及
 ぶもの岬となりて突出し時に或は入江を成して斷崖之を圍めり。

爪哇及びスマトラの間にあるスンダ海峡は南端最も廣くして六五哩なれども、北方最も狭き所僅
 に一五哩のみ。爪哇の側には二箇所の入江あり、Welkonst 灣、Peper 灣之なり。爪哇及び Bali 間に
 あるバリ海峡は北方甚だ狭く、南方廣く、爪哇側に Mana 灣の一入江を有せり。

河系

爪哇の河川は概ね北若くは南に向つて流る、之れ其短くして急なるを常とする所以なり。本島中
 傾斜地の長きに亘れるは主として北部なるが故に、主要河の流るゝは即ち同方向なりとす。然れど
 も此の定則には地方的地形の如何に因りて例外なきにしもあらず、例之東部爪哇の廣所、Goro 及び
 Brantas 兩河の石灰岩連山の爲めに流程を東方に轉換し、又中部爪哇即ち中央山脈の北海岸に偏
 接し且つ可なりの流程を有する數河の一團ありて多くは南方印度洋に向つて流るゝが如き即ち是
 れなり。

凡そ十月より五月に及んで西北季節風の至れる期間、降雨強烈なるが故に、河水の増進随つて昂
 く汎濫亦頻りに起る。五月より九月に至れる東南季節風の時期は降雨稀なるを以て河水も亦自ら低
 し。

中部爪哇に於ける北海岸の河川は農業上有益なれども、航行には實際其用を爲さず。又セラユ
 の一河を除けば印度洋に沿げるものは流勢悉く急にして航運の便を礙ぐ。東部爪哇に於ける要河は
 ソロー、ブランタス及び前者の支流たるゲンタン等なりとす。

三 氣 候

爪哇は西北及び東南季節風の圏内にありて、前者は十二月より三月、後者は四月より十月又は十

一月までの間に勢を逞ふす。西北季節風は降雨の大部分を齎らし、東南風中には驟雨多し。

爪哇マドウラ兩島の位置赤道に近きこと又其の海を以て環らさるゝこと、は共に温度をして均等ならしむ。年中の平均温度は高くして華氏七〇—八〇度(攝氏二五・五—二六・六度)なり。月別による高低の差甚だ少く且つ日別も亦低けれども、東方に赴くに從ひ次第に増進す。パタビヤにて最低平均気温の月は一月の華氏七七・七度(攝氏二五・三九度)にして、最高は十月の七九・七度(二六・五度)なり。北海岸に近き Assinikassus 及び東部半島のバスマアンは最低七月に各華氏七七・五度(攝氏二五・二八度)及び七八・四度(二五・七八度)にして、最高十一月にアツセムバグスの華氏八一・一度(攝氏二七・二八度)及び十月にバスマアンの八一・九度(二七・七二度)にして、平均の日差はパタビヤの華氏一一・八(攝氏六・五六度)、アツセムバグスの華氏一九・一度(攝氏一〇・六一度)、又 Kumpung の華氏一六・九度(攝氏九・三九度)等なるが、山間に於ける日差は更に大なり。

最も濕潤なるは十二、一、二月にして、最も乾燥なるは七月より九月までとす。

爪哇に於て最も濕潤なる地點はバンユマスの Tranggan なるが、年分平均雨量三二七吋(八三〇・五八糎)、又最も乾燥なるはアツセムバグスにして雨量年平均三五吋(八八・九糎)なり。西北季節風の期間最潤の地方は中部爪哇の南部、平均雨量五八・五九吋(一四八・八一糎)にして、最乾なるは東部爪哇の北部平均雨量四四・七二吋(一一三・五八糎)なり。東南季節風中最潤地域は西部爪哇の

南部平均雨量二三・七四吋(六〇・二九糎)、又最乾なるは東部爪哇の北部平均雨量六・三吋(一五・九糎)なり。兩季節風の轉換期間中は降雨甚だ多く、例に依り最濕なるは中部爪哇の西部に於ける南海岸にして、最乾なるは東部爪哇中東半島の北岸なりとす。

陸海軟風は亦甚だ貴重にして年内殆んど絶ゆる時なし。新鮮なる海風は晝間絶えず到り、夜間には輕快なる陸風之に代はれども、そは陸上に在る者には殆んど感知し難し。

四 衛生

保健統計は頗る不備なり。マラリアは多様の症状を以て甚だ流行せるが殊に低地にして沼澤よりなれる北海岸一帯に多く、偶々數年の長きに亘りて猖獗を極め各地を侵かすことありて、地方の異なるに從ひ病名を別にす。近來下水の施設と規尼涅の適用とを以てせる衛生的豫防策に依りて漸次改善の効果を擧ぐ。マラリヤに次ぎ花柳病の流行最も甚だし。

虎列拉、脚氣、及び赤痢の如き他種風土病も亦猖獗を逞ふすることあり。種痘の紹介せられたる以來天然痘は頗る減少せり。一九一一年以後鼠族によりて黒死病の蔓延せるありて、之れに侵されたる地方は中央及び東部爪哇なり。

爪哇に於ける政廳醫務局の努力は主として、各商港に於て悪疫を豫防抑壓せんことに之を集中せり。癩患、眼疾及び脚氣症に對する數箇所の大病院をバタバヤ、スマラン及びスラバヤに公設し、其他數多私設の病院ありて、之れに對しては政廳に於て補助金を支給するか、さなくば其他の方法によりて之を奨勵す。

五 人種及言語

土民

本島國には瓜哇、スンダ及びマドウラの三種土民ありて皆同族馬來人種より出づ。

瓜哇人 本族は土民總數の略三分の二を成し、ペカロンガン、バンユマス、ケドウ、スマラン、スラカルタ、ジヨクヤカルタ、レムバン、マデオン、ケデリー、及びスラバヤの諸州に住す。其文字と傳説の示すが如く、爪哇族は往時印度の勢力下にありて文化を是れに受けたり。印度マジャハヒット王國の言語たる、中部即ちチェリボン系の爪哇語は今猶は凡三百萬の爪哇人之を慣用し、又主要言語たる新爪哇語は稍それと異なれども兩者共に全土民の了解を妨ぐる程にあらず。本來の馬來語は甚く梵語の感化を受け、また多少亞拉比亞語の影響をも被れるが如し。

新爪哇語には二種ありて、*Krama* は貴族により、*Ngoko* は普通民によりて慣用さる、斯くて兩者互

を之に了解するも、談話の際は交互に之を使用せり、即ち貴族は普通語を以て下民に應接し、後者は貴族語を以て前者と語るを常とす。

スンダ人 本族は島民總數の約六分の一を成し、其文字は爪哇人のものと等しけれども、印度文化の感化は後者程に強からず。其慣用語たるスンダ語はバタバヤ及び其附近を除き西部爪哇一圓に之を用ゆ。

マドウラ人 此の島民は其數大凡五百萬なるが身長爪哇人よりも稍低けれども、其の船乗生活によりて筋骨逞しく、また獨立の氣象に富む。

更に附隨の人種中には其數約七、〇〇〇を有する *Wong Tenger* のランガー族あり。是即ち *Melayu* 時代文化の最終殘影にして、十三世紀以降プロモ山腹に住居せり。尙ほ *Padri* 族 *Padri* は一九〇八年其數二、〇〇〇を算し、南部バンタムに在る *Kendung* 山中に住するものなるが、*Hisanudin* 時代の回教忌避者の子孫にして隱遁生活を嚴守せり。カラシ族 *Kalangs* は一小團の民なるが、元來遊牧に従ひたれども今は村落に定住し、主として銅鍛冶又は大工の業を營む。

他 東洋人

蘭領東印度には、隨所に他東洋諸國より來れる土民の重要移住地あり。此の種移住者は重に支那、亞拉比亞及び印度より渡來したる者なるが、後者は云ふに足らず。

支那人にして爪哇に在住せるものは之を二種に分つべし、即ち *Sinkeling* とて支那に生れたると、*Petankaus* と稱し蘭印に生れたる者はなり。一九〇五年の國勢調査に依れる爪哇在住支那人は總數二九五、一九三を算し、其大多數は、ペラナカンにしてシンケーは外領地に多數なり、體格上、後者優れるを以て農園に需要多し。移入者の多數は細民階級にして過去半世紀の間其の數爪哇に於て二倍し、移入者制限の必要起れり。經濟的見地よりして支那人は極めて勤勉、敏捷、建設的にして身體強健なり。

亞拉比亞人移民は亞拉比亞 *Hudramut* より入爪し、其主たる定住地はバタビヤ、チエリボン、ラガル、ベカロンガン、スマラン、トユバン、グリセ、スラバヤ、スメナブ、パンギル、及びバンユワング等なり。一九〇五年爪哇マドウラには一九、〇〇〇の亞拉比亞人を有したり。同人種は其母國より妻を携ふるもの稀にして、多くは土人若くは亞拉比亞爪哇の混血女を娶る。

歐洲人

一九〇五年爪哇マドウラには歐洲人及び法律上同種と見做されたる混血種と日本人とを加えたる階級の總數六五、〇〇〇人を算したるが、陸海軍に従事したる歐洲人は算入せず。前記一九〇五年の數字は實際の約半數を示すのみなるが、其内凡そ七、〇〇〇は官吏、約九、〇〇〇は主として農事、工業及び商事に従ひ、又凡そ一、〇〇〇は其他諸種の職業を營めるものなり。

歐洲人中九割二歩は蘭人なるも、蘭本國に生れたるは其七歩に過ぎず。土人を母としたる産兒の數は往時に比し稍減少せりと雖も、有色の「歐洲人」數猶ほ遙に白人に優り、且つ此の優越は軍隊、官界、商工業に於て最も顯はる。

當時外國人の最多數を占めたるは獨逸人にして、爪哇に於ける總數約七〇〇名を算せり。

六 人 口

分 布

一九一二年に於ける爪哇マドウラの人口推定總數は三六、〇一五、四三五、内歐洲人八六、六八一、他東洋人三五一、〇九四、土民三五、五七七、六六〇なり。ケド州ハ世界中に於ける人口最も稠密なる地域の一なるも、本島兩端に位する二半島に稀薄なるを以て、全島の平均密度をして英蘭及び威爾斯に比し稍少からしむ。

元來住民の大多數は沼澤地域を除き平坦なる地方に住するを例とすれども、珈琲・規那・及び茶の栽培あるが故に可なりの高所に人口を誘致せり。例之、ブレアンガー高原及び中部爪哇山中の如き然り。

北海岸の人口は他に優りて密に且つ分布普遍なるが故に、主要都市亦隨つて此の地方に所在す。人

種も亦複雑にして馬來、支那、亞拉比亞、歐洲等の諸國人より成る。交通不便の南海岸には概ね土民のみにして他國人の侵入するものなし。

諸都邑に住するは人口の約百分の三なりとす。

都市

爪哇の主都たると共に亦蘭領印度の首府は北海岸バタビヤ灣に臨めるバタビヤにして、一九〇五年人口總數約一三八、八〇〇を有し、内歐洲人八、七七七、土民凡そ一〇〇、〇〇〇、支那人二八、〇〇〇を超え、又亞拉比亞人二、〇〇〇以上なりと稱せり。一八一五年には歐洲人の數倍加したりと謂ふ。

マドウラの對岸本土に位するスラバヤは最大の人口を有し、一九一五年一五六、七五二、内一五、〇〇〇餘は歐洲人、二二〇、〇〇〇餘は土民、一九、〇〇〇は支那人、爾餘は亞拉比亞人なりき。

スマランは北海岸に於ける第三の海港にして、一九〇五年人口總計九六、六六〇を算したり。

Surabaya 及び Jogyakarta は共に本島の中央に所在し、各同名を帯びたる二土侯領の首都たり。ス

ラカルタは一九〇五年人口總計一一八、三七八、又ジョクヤカルタは七九、五六七を有し、兩者共に主として土民を以て成り、別に支那人移住者の多數を收む。

移動

一九〇五年の國勢調査と一九一二年の人口推定とを比較するに、歐洲人及び法規上同等の取扱を受くべき國人の増加は約三三 $\frac{1}{2}$ パーセントにして、支那人、亞拉比亞人其他の東洋人は九パーセント餘、又土民は約二〇パーセントの増進を示せり。

第二 政治史

年代記摘要

- 一五九八年 和蘭貿易關係開始さる
- 一六〇二年 和蘭東印度會社の創設
- 一六一七年 クーン總督の任命
- 一六一九年 英國、土民の對蘭反抗を援く
- 一六一九年 政廳所在地としてバタビヤの建設
- 一六二三年 デ・カーペンティア總督任命
- 一六二三年 アムボイナに於ける英國人の處刑
- 一六二七年 クーン總督再任

- 一六二八年 マタラム王(サルタン)のバタビヤ攻圍
- 一六三六年 フアン・デ・イ・メメン總督任命
- 一六六七年 コーネリス・スベールマンの無情なる武斷統治
- 一七五〇年 バタビヤに於ける支那人の危険
- 一七五五年 マタラム帝國の瓦解
- 一七五五年 スラカルタ及びビジョクヤカルタの侯領設定
- 一七九一年 蘭領東印度會社破産公布さる
- 一七九八年 蘭領東印度會社特許の廢除
- 一八〇六年 デンデルス佛領和蘭王總督任命
- 一八一一年 英國の爪哇略取。ラッフルズ副總督任命
- 一八一四年 東印度版圖の和蘭復歸條約
- 一八一六年 英國より政廳の讓渡
- 一八一九年 フアン・デル・カベレン總督任命
- 一八二四年 東印度の領土及通商に關する英蘭條約
- 一八二四年 英國のスマトラ領有放棄

- 一八二四年 和蘭商事會社の設立
- 一八二五年 爪哇に於ける五箇年戦争の勃發
- 一八三〇年 フアン・デン・ボツシユ總督任命。開發の新制度設定
- 一八四〇年 東印度の豫算案初て本國に提出さる
- 一八五〇年 「フアン・デン・ボツシユ」制度の改善及び制限
- 一八六〇年 マツクス・ハフェラールなる書現はれ、「強制栽培」制度を難す。
- 一八八七年 蘭領東印度の情弊に關する建白
- 一九〇三年 地方自治承認
- 一九〇五年 東印度債務に對し四千萬盾の和蘭起債
- 一九〇八年 地方行政上選舉制の適用
- 一九一三年 東印度國防に關する本國委員の報告
- 一九一五年 東印度初回の起債(六千二百五十萬盾)

一 歐洲人最初の植民地

歐洲諸國中東印度諸島に勢力を扶植したるものは葡萄牙を以て嚆矢となし、其の時期たるや一四

九七年ヴァスコ・ダ・ガマの喜望峯を迂航し印度に到達したる後の頃なり。一五一一年葡人のマラツカ征服に繼ぎ、直に葡國の商人香料を得んが爲めモルツカス群島に現はれ、ターナテ島に要塞築設の特許を得、聽てアムボイナは其の主要根據地たるに至れり。

葡國人は一五二一年の頃既にスマトラ及び爪哇沿岸を訪へるが、スマトラ島に於て其の際會したる最強國は、一サルタン之を統治し、且つ印度本土より齎らされたるイスラム教の信仰を標榜したるアチエー(アチン)國なりき。爪哇は宗教的争闘に基因したる不安の状態にありしが、延いて十六世紀の中葉同島中央にマタラムと稱し有力なる帝國の建設となり、爾後二百年の久しきに亘りて完きを得たりしも、一七五五年遂に蘭人の犯す所となりて、スラカルタ及びジョクヤカルタの二侯國に分裂せられたり。第十六の一世紀を通じて葡國人及び爪哇民兩者の間、通商交通の廣く行はれたる證左頗る豊かなるが、前者は爪哇諸港に於ける自由貿易の特權を享受し、之が代償として後者はマラツカ、ターナテ及びアムボイナに植民者として移住を許されたるものゝ如し。

一五八〇年葡國の西班牙によりて征服せらるゝに至るまで、蘭人は自國の消費と且つ其供給諸國との需要たるべき各種東洋物産は葡國人の手を経て之を得るを以て例とせり。此時に方りて、比較的小事其の因をなし、上記の事態を一變するに至れり。當時フヰリツプ二世が叛意恒なき和蘭臣民の船舶に對して行ひたるカデツ及びリズボン兩港の閉鎖と雖も是れ必ずしも蘭國の爲めに一大植民帝

得の動機たりと謂ふ可らず、而かも時恰かも諸他多數有力なる理由の存するあり以て、和蘭人をして越海の大冒險を企圖せしむるに至らしめられたればなり。モスコイ帝國、東方國、グイアナ及び遠くブラジルに及びたる貿易は蘭人に對し更に大なる利益慾を鼓舞し、隨つて西班牙及び葡萄牙の手を経るを以て隔靴搔痒の感切なるを覚えしめ、蘭商は遂に東印度に對し直接手を下さんことを決したるなり。

斯くて八隻の船舶より成れる初回の收功和蘭遠征隊はアムステルダム會社によりて一五九八年東亞に向つて派遣せられたり。今次の遠征は曩きにコルネリス・デ・ハウトマンの引率下に行はれたるものに優り幸運なりき。然るに和蘭の勢力と商業とを遍く東印度諸島に確立するに先ち、葡國人の示したる甚大なる敵對行動を打破するの止むを得ざりしと雖も、幾許ならずして爪哇島のバンナム、ヤカトラ及びトーバン、又モルツカスのアムボイナ、ターナテ、及びバンダ諸島の主權者とに對し、友好商業關係を設定するを得たり。

二 和蘭東印度會社

一五九五年より一六〇二年に至る間に、總計六五の船舶を以て數へたる前後十五の遠征隊を組織し、多大の人命と財貨とを犠牲として、和蘭より東印度に向ひたり。其頃の貿易たるや、猶至つて

少額なりしに不拘、互に競争心熾烈にして、専ら他を害ふを念とせる過多小會社の掌中に握られたる爲め、相互に萎縮するの外なかりき。此の情弊は一六〇二年和蘭東印度會社の設立によりて之を除くことを得たり。東印度會社は先づ十二隻の船舶より成る一隊を派遣し、バンタム及びグリセーに既存したる和蘭商館を繼承せしめ、爾後貿易順況に向ひ、一六〇五年には一五バ・セント、翌一六〇六年には七五バ・セントの配當を爲す程の利益を收め得たり。降て百五十年の久しきに亘り、配當の平均年率二一バ・セントを下らず、且つ其株式たるや額面の六倍を稱ふるを常とせり。

英人も亦斯の如き有利なる取引に携はらんと欲し、須臾にしてバンタム、ヤカトラ及びジャバラ又更にマカッサル及びボルネオ諸島に足場を獲得せり。斯くて蘭人は上記の地方に於ける貿易上、痛く土民の妨害を被り、之れ正しく對敵英人の煽動に因れることを確證し得たり。茲に於てか、英人に對し熱烈なる敵愾心を抱き、行政官として又同時に軍人として有爲なる人物を以て事業の衝に當らしめたり。

一六一七年ヤン・ピーター・スツン・クーンは其の一六一四年以來在職せる商務總監の地位より總督に昇進任命せられ、其の第一着手の成功は一六一九年五月バンタムに於ける土民對英人の有力なる同盟打破にあり。ヤカトラの町を全然壊滅に歸せしめ、此の廢墟を起し以て新政廳所在地たるパタビヤを茲に建設したり。東亞に於ける和蘭帝國の眞の創立者は即ちクーン其人を指して他に之を求

むべきにあらずと雖も、惜哉彼れの美名や一に會社の營利を擴めんが爲め濫用したる腥血手段によりて汚さる。肉豆蔻及び丁香の大農園地占取の爲め、一六二一年バンダ諸島に自ら遠征軍を進むるに方り、土民を剿滅し、且つ民屋を劫掠し、殺戮二、五〇〇、捕虜として移されたるもの一、三三二を算せり。如斯にして園地の耕耘は之を滿期除隊の士卒に委ね、之れ亦奴隸の勞役を以て收穫し、規定の價格によりて會社に賣渡さしめたり。尙ほ他にクーンの行ひたる一策は既集收穫の價額引上の爲めに香料産木を有する地方を悉く壊滅に歸せしめたることなり。

一六二三年クーン退き、デ・カーペンテイル其後を承けたるに、彼亦東亞に於ける英人の企業反對には前任者と等しく有力なるを證したり。一六一九年英國東印度會社はパタビヤ及びボルネオに在る於ける蘭國治下の各地に代表者を配置するの權利を取得せり。一六二三年英人にアムボイナに在る和蘭要塞襲撃の陰謀ありとし、且つ拷問の下に罪科の自白を立證し、九名を死刑に處したり。英國政府は陰謀を以て捏造の虚説なりとして抗議し、且つ賠償と裁判官の彈劾とを要求せるも兩者共に蘭人の拒絶する所となり、英人は和蘭の植民地を撤退するに至れり。

デ・カーペンテイルの總督職は一六二七年クーンの再任に蘭人の爲めには最好時機なりによりて繼がれたり。一六二八年マタラムのサルタンは當時漸次中央及び東部爪哇を占取し、進んで全島に其勢威を伸さんことを熱望したる折柄なるを以て、パタビヤ攻圍を策して大兵を之に送れり。ク

ンは包圍の中に取りて一六二九年九月遂に物故せり。然れども土軍利あらずして全く蘭人の敗る所となり、爾來蘭人の根柢茲に漸く確立したり。後任の總督は何れの點に於てもクーンに劣らざるフアン・デイメン（一六三六—四五年）にして、同人は其の名の世人をして想起せしむるが如く、諸大發見の指導者たるのみならず、其の施設宜しきを得たるが爲めに、會社の配當大に増加せり。之れ即ち本國に在る重役團に取りては何物にも優れる重要事たりしなり。

十七世紀中葉東亞に於ける和蘭征服の歴史は、數多の對土着元首の外交的勝利、即ち一見小なるに似たれども之を集め來れば頗る有用なるもの、及び幾多の兵戰とを以て之を編成す。蓋し此の種兵戰たるや、時に或は榮譽赫々、即ち一六五六年葡萄牙人より錫倫を奪取したるが如きは是れ、又時に或は無法殘忍、即ちマカッサラに對しコーネリス・スベールマンの行ひたる成功的遠征に際し、一六六七年ブトン及びムナの間介在せる無人の一孤島上に武装なき五、五〇〇の土民を放棄餓死せしめたるが如き之なり。

爾後一世紀に亘りて、會社は其代理者不斷の活躍によりて、居常常に和蘭貿易のみならず又其の宗主權を伸張せり。會社は純然たる通商團體として留殘するを以て足れりとせず、漸次統治權者となりて、前主權者の權力を行使し、諸税を徴し且つ名義上之が統治をなさざる箇所の如きは直接代表者を派遣し以て其實權を掌握せり。斯くの如くして會社の役員は専心其注意を商事にのみ傾投す

る能はず、爲めに本來其先決事項たるべき商業政策は頗る薄弱不賢明なるものとなれり。

先づ其發端よりして配當の少額なるべき種類の栽培は之を奨勵せず、會社は生産物を及ぶ限り高價に販賣せんこと且つ高値を維持せんが爲め生産力の制限に其努力を傾注し、又凡有生産を會社に於て獨占し、爲めに土民の商業と海運との自由を壓迫したるの甚だしき、爪哇民は全然其企業的精神及び東亞諸海國民間に於ける往時の勢威を失ふに至れり。二世紀の久しきに彌りて權勢を恣にしたれども、會社は未だ會て土民の主權者即ち土王レイヘンツの專横に對して人民を保護するに其力を致したることなく、其の主たる目的は營利にありて領土に存せず、監督を行ふにも、唯會社の商的利益即ち獨占事業の維持及び契約產物受渡の正確を期することのみを主眼とせり。

土王は皆奢侈虚飾を是れ事として生活せるも、貧窮なるを常とし、多くは其全土を擧げて支那人に租借したり。十八世紀の中葉バタビヤ附近に住したる支那人は凡そ一萬を算し、彼等は歐洲人に取り一大危險物と云ふべく、而かも土民に對し凡有苛求を加へたり。土地生産物に對し土王の會社より受領せる金額の内、實際勞務者の得る所は單に零碎輕微の割合に過ぎず、且つ特に大窮迫に際しては止むなく借款を締約し、事實上主權者の奴隸たるに至り、而かも債務の返還不能を重ねるのみなるが故に全然束縛の身となれり。然れども爪哇民をして斯の如く疲弊せしめたる制度の無限に永續し以て會社のみを富ましむべき道理あらず、懸て其衰微を來したる宜なりと謂ふべし。

一七九一年會社の破産状態は本國株主の知る所となり、事實の調査と改革の斷行とを策せん爲め代表委員を派遣したるに、未だ其使命上何等施す所なかりしが、一七九五年バタビヤ共和國の建設となり、一七九八年同共和國に於て會社の全所屬物を繼承し且つ會社の有せる特許權を無効たらしめたり。

三 デンデルス治下の東印度 一八〇八—一一年

一八〇六年バタビヤ共和國變じて和蘭王國となり、新制植民省は喜望峯の東に所在せる和蘭全版圖の總督としてデンデルス將軍を任命したり。最も敢爲精勵の行政官たる新總督は一八〇八年爪哇に到着したるに時局甚だ危機に瀕せるを發見せり。

當時英國は海上到處に和蘭人を威嚇し居たるが、爪哇土侯等は茲に和蘭人の弱所あるを看取し、蹶起して其の前上長者たる蘭人の羈絆より脱すべき好機至れりとなせるもの、如かりき。如斯にして爪哇に於ける和蘭の主權は最大危險に瀕せり。島内の財源殆ど涸竭せるが上に、英軍の行へる封鎖は貿易をして全く沈滞の極に達せしめ居たり。此危機に際會し、委ねられたる施政の權限に基き、植民地保存の大義に關しては自己を凡有法律を超越したる位地に置くの必要ありと思惟し、着々幾多の改革に手を染め始めたる際、デルデルスは和蘭王國の佛帝國內に創建せられたる後一箇年、即

ち一八一一年五月歐洲に召還せられ、彼れの改革案は一大英人後繼者により採擇實行せられたるなり。

新總督ヤンセンズ將軍の就任に前後し、早くもミント卿は、英國の青年官吏にして夙に東印度に對し細密なる知識を有し且つ和蘭の勢力と對抗せんが爲め密かに土着主權者等と相謀る所ありたるトーマス・スタムフォード・ラッフルズの進言を容れ、爪哇を佛國人の掌中より奪取せんことを決意し、一八一一年八月四日無抗バタビヤの附近に一軍を上陸せしめたり。先此、デンデルスの執り來れる方針に對してヤンセンズの之を無視せると、且つ一般官吏の怠慢變節、是れ即ち爪哇及び其屬領とを英國に降服せしむるに至りたる主因たりき。然れども規定を設け以て、和蘭官吏をして其職に留まり英人統治の一部を形成することを許せり。

斯の如にして爪哇を失ひたりと雖も、和蘭人は之れが爲めに何等當面直接の損害を被らざりき。蓋し英國の本島占取に先つこと多年、和蘭は唯其内政に關し有名無實の宗主權を行使し來りたるに過ぎずし何等殆ど利する所なく、爪哇歐洲間の貿易交通は阻礙せられ且つ殆ど破壊せられ、隨つて今や同植民地は毫も母國の富に加ふる所なかりき。さは言へ實に和蘭は依然として總督、顧問並に事務官の派遣を繼續し、以て島内政治上其失策の原因を究めんとし、又彼等の努力によりて自國の資源を進展せんことを期待せりと雖何等得る所なく、其所謂植民地なるものは母國に取りて唯重荷たる

に過ぎざりき。

四 英國治下の東印度 一八一—一六年

五箇年間(一八一—一六年)東印度諸島の副總督たりしサー・スタムフォード・ラッフルズは曩にデ
ンデルスの必要なりとして而かも着手するを得ざりし幾多の改革斷案を繼承せり。此の明敏なる
英人統治者の來着と共に爪哇は其歴史上一新紀元に入れるなり。

ラッフルズ第一着手の一は蘭領東印度を四箇の行政區に分劃したるにあり。即ち、爪哇及び其附
屬地、モルツカス諸島、スマトラ西海岸並にマラッカ之れなり。後記の三區に於ては事態概ね現狀
の儘としたるも、爪哇に於ては諸般の試験的變革を施設したるに其の多くは繼いで永久的方針たる
に至れり。

土民重加之負擔を軽減せんが爲め、ラッフルズは舊和蘭東印度會社の遺制たる封建的服役並に強
制勞役の大部を撤廢せるが、唯然れども土地收稅の制度は之を保留したり。土地收稅たるや古來よ
り爪哇に行はれ、土地生産物に對し之を賦課し收穫物を以て徵收したるものなるが、今や同生産物
の價額に準ずることゝなせり。然りと雖もラッフルズは二三の除外例を默認するの止むなかりしが、
而かも之を以て眞に公正無私なりと謂ふことを得ざりき。例へば道路開鑿に對する強制勞働及びブ

レアンガの珈琲強制栽培二制度存続の如きは是れなり。

ラッフルズは曩きに會社の治下に奉職し、那翁時代一時斥けられ居たる官吏即ち理事官及び副理
事官を行政上に復歸せしめんことを決定せり。各理事官は民治、財政、法治、警務の首班たれども、
土民は自國の運命を支配せる此等歐洲人とは毫も直接應觸せるにあらずして、命令は總て土侯レイノットを経
て之を受けたるなり。土民當面の安寧は一に繋りて土侯等其の人々の人格如何に倚るものなるに、當
時彼等の權力勢威共に事實上既往に比し大に局限せられたれども、其の外觀的重要味を向上せんが
爲め、ラッフルズは之に多大の收入と廣大の地所とを附與したり。

奴隸制度に對しては之に格段の制限を附し、歐洲人たる奴隸所有者間に於ても唯富裕なる人々の
家僕の勤役にのみ之を限ることゝし、而かも新總督は奴隸使用に課税を行ふなど全力を擧げて之と
戦へり。阿片も亦之が輸入に重税を課し以て其使用を減低せんと努めたれども、カルカッタ商人等
の反對に會し此の方針を妨害せられたり。

爪哇人をして鹽獨占の壓制的束縛より免がれしめんとせるラッフルズの試圖は幸にも大成功を齎
せり。由來鹽生産に對し便利の位置にありたる地方は蘭人之を支那人に貸下げ、支那人は該地方の
住民を製鹽の作業に使役し而かも彼等は土民に對し無限の權力を以て鹽田に於ける勞務を強制し得
るのみならず、隣接米田の作物にまで課税し得るの權能を附與せられたり。是を以てラッフルズは

鹽業を擧げて政廳の掌中に收め以て土民を支那人の苛求より救助したりしが、此の改善的政策は後代に至りても亦和蘭人は之を革廢する所なかりき。

以上敘する所を以て英國人占有の時期甚だ短かゝりしに拘らず、此の間に勢破竹に似たる改革を企圖せるのみならず進んで之を斷行したるを證するに足るべし。那翁失脚の後幾何ならずしてラツフルズは東印度の和蘭に返還せらるべき通報に接したるが、此の報たる實に彼れの努力と又彼の熱心を麻痺せしめたり。既往彼の設定したる改革は爾後果して和蘭政府が之を維持遂行すべきや否や其保證を得るに由なく、要之彼れの治世は渾沌状態の間に終はれり。東印度諸島の和蘭へ復歸せらるゝに先だち、ジョン・フエンダル來任してラツフルズの職を繼ぎ、數箇月の後即ち一八一六年八月十九日其の統治は三名の和蘭實行委員に之を引渡したり。

五 和蘭統治の復還 一八一六年

此等委員の難務と云ふべきは、爾後の施政上、或は舊會社の方針に據るべきか、又若くはラツフルズの執れるものを襲踏すべきか、頗る其の去就に惑ひたるにあり。換言せば、獨占及び強制を採るか、又は自由貿易及び自由労働に據るべきか、兩者其の何れを撰むべきかにあり。然るに改革に現れたる英國精神の土民竝に其の主權者の兩者によりて熱烈に歡迎せられ、随つて其の動機の満足と隆

昌とに存したるが故に、比較的短期の休絶に過ぎざるに、和蘭主權に對する古來の尊敬は衰へて一片の影と凋落したるを觀取し、全然前英國大統治者の政策を繼承せんことに決意せり。

實行委員の理想としたる中にも先づ其の着手せんと欲したる所は、土着支配者等の貪慾強奪より土民を解放し又之を保護するにありたるを以て、第一に首長等の有せる財産の公私を明かにし、其の公に屬せるものは悉く之を取上ぐることをし、第二に多大の壓制を誘致したる慣習、即ち村落に對する契約締結を禁止し、第三に首長たるものゝ商業經營によりて強制労働の使役を以てせる公權濫用を禁制したり。

然かしながら、ラツフルズ及び五箇年の英國統治によれる遺績として當然尊重せらるべき此種の良決斷及び方針も時經るに従ひ其の變移を免かるゝ能はざりき。一八一九年三實行委員の一人たるファン・デル・カペレン任せられて總督となり、而かも就任の利那より、心氣新たに一轉したるものゝ如し。元其の同僚委員の一人たるエルツトの目的とせる所は自由労働を奨励し、且つ外資の爪哇輸入を招致するにありて、其の持論としたる所は即ち土民の産業たるや若し之を放任せば本島の有望なる前途に順應すべき効果を收め得ざるべしと謂ふにありき。故に私營企業の前に横はれる障礙は總て能ふ限り之を排除するに努め、一八一八年現存未耕の地は歐洲人に之を貸貸し、更に彼等をして之れが耕作に就き土民と契約を締結するを得せしめたり。然るにファンデル・カペレンは總督とな

るや忽ち全力を舉げて私營企業を阻害し、且つ之に壓迫を加え、曩きに其の同僚たりし二委員と共に默契の間に遂行せる善設を今や彼れは故意を以て廢除せり。

居常和蘭の權力に敵意を有せるラツフルズは今やスマトラ西海岸に在る英國版圖の總督として東印度諸島全體に亘りて其の對抗策に餘念なかりき。一八一九年英國が奇襲を以て新嘉坡を略取したる事例に鑑み、且つ該港地の歴史に未だ見るを得ざりし隆昌なる地位に、比較的短時日の間に之を發展せしめたる英國の企業的手腕の巧妙なるに憤激したる和蘭の政治家は、一八二四年に至り急遽英國と條約を結び以て同國との衝突を避くるの舉に出でたり。

此の條約に據りて英國若くは和蘭の代理者は歐洲に在る各自政府より前以て權能を附與せられずして東洋諸島の何處たりとも新たなる植民地を之に設置せざるべきを規定したり。和蘭は印度大陸に於ける其の造營物は舉げて之を英國に讓渡し、要塞マルボロー（ペンクレーン）及びスマトラに於ける總て他の英國所有物は之を和蘭に讓渡せられ、又マラツカの都邑と要塞及び其の屬地は英國の有となれり。更に和蘭は何人たりとも爾後馬來半島に造營物を設置し若くは同半島の土侯又は土州の何れに對してたりとも何等條約を締結せざるべきを規定し、且つ英國人にはスマトラに關して同一の條件を課したり。英國は和蘭のピリトン島及び其の屬地占有に對する抗議を撤回し、和蘭は亦其の報償として英國の新嘉坡占有に關し同一態度に出でたり。

六 和蘭商事會社

一八二四年の條約調印に後る、こと十二日にして和蘭商事會社の設立を見、目的とする所は和蘭に友好關係を有する限り其の何國たるを問はず當該國旗を懸へせる船舶によりて蘭領東印度との貿易通商を増進するにあり。然れども同社は一六〇二年に設立したる蘭領東印度會社と撰を異にし、何れの植民地に對しても其の政治に干與せざることとせり。

事態誠に全く變化せり。一六〇二年に於ては、多數小會社間過烈の競争を終止せんが爲め聯邦議會より特許を東印度會社に附與せるものにして、當時遍く國內を支配したる企業的精神は之を抑御するの必要ありき。一八二四年には然らずして、國王自ら進んで雄圖に對する慾望を臣民に滴注し、且つ海上冒險に向つて有したる往時の國民的愛好心を蘇生せしむるの要を認めたり。平和の終結と共に通商の一般復活を見るべしとの希望は外れて實現せず、而かも東印度貿易の盛況を期し能はずして遂に失敗に歸したり。

和蘭國王四百萬盾（三三三、三三三、三三三磅）を新會社に出資し以て範を示し、延いて臣民皆亦之に倣ひ、爾後蘭領東印度版圖の歴史とは相離るべからざる本事業は、斯くて三百萬磅を超へたる資本金を以て創設せられたり。特許の期限は之を四半世紀と定めたりしが、降つて一八四九年、一八七四年及び

一九〇〇年に各同期の延長を許るし、現行によれる期限は一九二四年十二月三十一日を以て満了することとなり。會社の資本金額は今日五百萬磅に増殖し、一九一三年に至れる十箇年の配當は平均年率九・六五パーセントを支拂ひ、一九一四年は八パーセントなりき。

七 不安及び爪哇戰爭 一八二五—三〇年

ファン・デル・カペレンは其長期に亘りたる在任中（一八一九—三五年）、幾多の重大問題に逢會せり。デンデルスの暴政は土着の首長等に毫も信頼を與へずして寧ろ恐怖を懐かしめ、其の後繼者たるヤンセンスの治下には和蘭國旗の勢威振はずして、却つて英國の爲めに道を開けり。ラッフルズの改革の完全なりしは領民遍く之を認め、斯くて一八一六年和蘭統治の復還となり、英國の撤退するに及んで、領民の間には「會社」（土民は總て和蘭政應を呼ぶに此名を以てせり）の實力豫想の如くに強固ならざるやの疑念流傳せるものゝ如くなりき。爪哇民の回教信仰心は島民の九割以上は該教に歸依すは懸て異教徒たる歐洲人の羈絆より脱せんとするの政治的熱望を強烈ならしめ、久しからずして反抗、挑侮、叛亂の精神普汎するに至れり。

クラソン及びチェリボン附近の地竝にモルツカス、セレベス、リオ及びバレムバンに於ては、一揆起りて軍隊の出動を必要とせり。此種小戦闘中其の最要なるは一八二五年より一八三〇年に亘りて

爪哇を騷亂せるものなり。之れが主因は、(一)政應に於て土民に業務を與へんが爲め、歐洲人に未耕地貸賃の停止を決定したること、及び(二)當時主として通關稅なる名目を以て支那人の土民に慣行したる誅求なりき。通關稅強求に係る土着首長の權利は一八一二年相當なる賠償を其の報酬として英國之を引繼ぎしが、一八一六年には自然和蘭官憲に之を讓渡したるに、即時支那人の請負として年約貸賃し以て土民の憎惡を深甚ならしめたり。斯る民心惡化の時機に際し、當時無策の一駐在官によりて、ジョクヤカルタの年少サルタンの叔父にして又後見保護者たるデバ・ネガラに對し些細なる侮辱の加えらるゝに至りて事態俄に急變したるなり。此不祥なる一揆の鎮定には前後五箇年を要したるが、這間戰亂の地域は悉く荒廢し人口亦慘滅を來せり。單り和蘭のみを以てして一萬二千の人命と三千二百萬盾（二、六六六、六六六磅）の國帑を費し、人命の總損二五〇、〇〇〇を算したり。デバ・ネガラは總督との商議中自己の行爲の正當なるを主張せる際に逮捕せられたるものにして、當時政應の執りたる此行動の果して公正なりと稱し得べきや否や峻烈に論難せられたるも、遂に事理を瞭かならしめざりき、デバ・ネガラは結局マカツサーに流刑せられ、一八五五年同所に於て他界せり。

政應の任命に係る土侯中デバ・ネガラに左擔せる者なきを奇貨とし、和蘭當局者は土王等の勢力を更に箝制し以て其の戰勝を標識せんことを決定し、此政策に依りて幾多新領州の直轄統治を敢行せ

り、然れども從來土民壓迫の要因たりし通關稅を全然廢止するに至りたるは有意義なりと謂ふべし。

八 フアン・デン・ボツシユと其の政策

爪哇戰爭は一八三〇年然かも和蘭史上存亡の危機に際し終局を告げたり。時恰かも自耳義の叛亂に備ふべき軍費の爲めに急遽國帑の充實を要したり。是に於て和蘭國王はエルウト竝にデュ・ブス・デ・キシニース DuBus de Chaignies (爪哇戰爭末期中整理委員總長たり)の提言を斥け、最近西印度より歸還せる計りなるフアン・デン・ボツシユ伯の發議したる植民政策を容れ、且つ彼を以て東亞に於ける領土の總督に任命せり。

フアン・デン・ボツシユの就任は茲に再び和蘭の植民統治上一大變化を招致せり。由來土民の徵稅は貢納を以て之を行ふの慣習にして、生産物は即ち一定の價格によりて之を受理したり。舊東印度會社は統治上土着の方式を襲踏するを方針とし、其の權勢擴張に際しては上記の如き内政的制度は可及的其の舊態を改めず、且つ世襲的全權を有せる土王等の勢威は之を不問の儘に放任したり。故に生産物貢納の受渡に對しては土侯全責任を帯び且つ又臣民の賦課物負擔の割當も亦土侯に一任せり。

フアン・デン・ボツシユは爪哇到着後直に栽培及び課稅の新制度を設定し、然かも其の主たる目的は和蘭本國の爲めに急速に著大の利得を捻出せんとするにありき。從來土民は其の收穫の平均五分

の二を小作料若くは地租として貢納するの義務を有したり。然るにフアン・デン・ボツシユは若し農夫にして自己の土地の五分の一を以て歐洲市場に振向くべき作物栽培に使用する場合、上記の地租を免除すべきことを決定し、更に同收穫の價額にして舊收穫の五分の二以上に達する時、該超過の分は栽培者に返還することとせり。

新制度の設定後須臾にして多大の金額を和蘭に送ることを得、フアン・デン・ボツシユの裁議茲に至りて大に讚賞せられたり。然れども斯る顯著なる効果は一面幾多の私利私慾の因となり、又多數の地方に於ては地方の疲耗を招致したり。由來植民政策中斯の如く甚しく禍患を醸したる類例はあらざるべし。珈琲は植付後六年にして漸く生産するを以て、寧ろ即時の收益に急なる永く之れが栽培を等閑に附し、洋藍砂糖及び茶を以て之に代へたり。就中、茶は收益上他品に比し失敗なることを證し即時之を放棄せり。洋藍は之を保留したるも、爪哇全體に亘りて大害を興へたり、蓋し洋藍の栽培は地方の疲耗を招致するの甚だしき、絶へず新規の土地を求めざるべからず、之れ即ち米作に大害を及ぼすものなり。一面人口は益繁殖せるを以て主要食糧品たる米の供給は漸次に減少したり。其の結果たる誠に慘憺たるものあり。單り正規五分の一を遙かに超えたる土地を以て歐洲市場向作物の栽植に過用せるのみならず更に地租を徵し、又封建勞役を賦課すること常規を逸し實に非難すべき程度に及びたり。斯の如くにして豊饒なる爪哇の土民をして益疲弊せしめ、更に多數の場

合之に叛亂を強ひたるに等し。之れ蓋し制度其物の不良なるを證するものにあらず。如何となれば其施設によりて土民の間に正しく産業と聰明とを鼓舞したるを以てなり。然りと雖も弊害に陥り易きが爲め、遂に一大惡習を醸成するに至れるは寧ろ當然と謂ふの外なし。

ファン・デン・ボツシユ立案による栽培制度の歴史は之を二期に別ち得。第一期は一八五〇年を以て終を告げ、同制度の擴張と又其一層集約的適用の道程を含み、此時代には和蘭の植民政策は皆に母國の國帑逼迫を基準として之を左右したるなり。然れども同世紀の中葉には、彼の二一八四八年歐洲を掃蕩したる革命的波浪の影響亦顯然として東亞に及び、誅求的制度も亦漸次改善し且つ限定せらるゝに至れり。

珈琲の強制栽培に之が政府獨占の今猶は繼續せるは奇異なりと謂ふべし、況んや該制度設定の當時珈琲は有利なる作物として政府之を認めざりしに於てをや。一八五〇年より一八七〇年に至る爪哇珈琲の年産額は平均五萬噸なりしが、一八八〇年には六萬噸を超へ、多年に亘り爪哇珈琲賣上によりて和蘭國庫の増收したる利益は毎年參百萬磅を算せり。爾來昨今に至りては種々の事由ありて生産額大に減じたるに不拘市價高値を見るが故に依然歲入の一要資源たるを失はず。

九 「マツクス・ハフエラール」

利得の爲めに其の東印度に於て慣行せる壓制政策を裁許し、且つ和蘭國民より之を隱蔽せる和蘭政府の誤謬政策は、一八六〇年に至り痛烈に斷證せられたり。當時和蘭に於ける植民政黨は二派に別れ、其の一は爪哇に於ける國家的栽培制度に賛し、之れが齎せる商業的福利を讚美せる者を以て組織せられ、他は自由勞働の獎勵者にして即ち爪哇の隆昌は、凡有強制勞役及強制栽培を撤廢し、土民に與ふるに歐洲投資の私營事業に對し、自由に彼等の勞務を嚮くべき機會を以てするに非れば、完全に之を望む能はざることを主張せるものなりき。

此の兩者對陣の營地に「マツクス・ハフエラール」と題したる一小説恰かも爆彈の如くに墜下せり。本書は蘭領東印度の官衙に於て一八三九年より一八五六年まで種々の公職に従ひたる Edward Dou-
glas Decker「ムルタチユリ」なる假名を以て著はせるものなり。彼は之が施行官として任命せらるる強制年度の刻薄なるを痛感せること深甚、毫も私事を交へずして管和蘭に歸國し其の輿論に自己の見る所を訴へんが爲め副理事官の官職を辭し、且つ其の官界に於ける前途を擲つに至れり。

マツクス・ハフエラールは小説の形式を以て世に出でたりと雖も、書中の叙説悉く事實に基き、然かも二世紀半の間東印度領地の管轄上和蘭の執り來れる政策に對する峻嚴なる告訴狀とも謂つべく、和蘭國民大多數の齊しく満足したる所は、即ち同書の立證によりて和蘭政府の表面、文書を以て仁政を令達し、其實、奴隸制度を默許し來れることを瞭にするを得たるにあり。理論上爪哇農夫は即

ち不羈の人たれども、實際は蓋し一個の動産に過ぎざりき。和蘭は其の西印度に、亞米利加に果た
又喜望峰に發見し得ざりし者即ち大々の耐勞の人口、否寧ろ勞働を強制し得べき莫大なる人口を調
法にも東印度に於て發見したるなり。かるが故に和蘭は茲に眞の植民地を設定するの必要あるなく、
著者デッケルをして謂はしむれば、蘭領東印度は語義の示せる如き眞の植民地にあらず、唯之れ營
利事業と稱するを以て至當なりき。

ムルタチユリは即ち叙上を其の國人に訴へ、更に政廳官吏の母國に致せる報告は其の大體と且つ
其の重要部分の虛妄なるを證示したり。著者は苛求と壓制の叙説に藝術的様式を加味せりと雖も、然
かも合法的立證を以て其の眞事實たるを確説せり。著者は亦其の前上長たるバンタムの州長官に對
して、特種非道の惡政然かも彼をして力爭の極點まで憤怒せしめたる問題に關して送致せる幾多の
書面、及び最後に其の辭職の聽許せられたる後、蘭領東印度總督に送れる書簡をさへ轉載したるな
り。之を以て彼は上長官の徒らに爪哇民を壓迫したる權力濫用、強奪且つ殺人の惡制度を認承せる
の不當を非難攻撃せり。然れども賢明なる讀者はムルタチユリの訴狀に指摘せる多數の事實は其當
時歐洲人の支配したる熱帯領土には、概ね隨所に之を適用し得べきを感得せるなるべし。
マックス・ハフェラールは遂に之を反駁するものなかりき。蓋し著者の確言せる如く、本書主體の
論駁は不可能なりき。爾來本書に掲げたる非難は漸く之を沈黙せしめ得たりと雖も、和蘭治政の民

本的なる、該書の發賣禁止は之を可能ならしめざりき。和蘭議會に於て認められたるが如く、「同書は
國を擧げて戰慄せしめたり」。然れども本書の筆誅せる制度の根柢餘りに鞏固なる、「戰慄」なる一陣
風の能く之を覆へすべくもあらず。管積弊漸を逐ふて其の跡を潜め、問題の制度も亦今や殆ど全く
廢れたり。

一八八七年三月、東印度の公務に經驗ある人士百名の署名よりなれる建白書を國王に提出したる
が、其の幾多内容の中に左の考察事項を網羅したり、即ち(一)東印度に於ける公務の頗る不満足なる
状態、(二)産業不振に基因し且つ統治上、財政的施設の機宜を得ざるが爲めに益々深甚ならんと
する領民の不満、(三)此不満の發現に對し非常手段によれる壓迫、(四)現下の状態には陸海軍に俟つ
べき必要の益々大なること、(五)東印度に於ける陸海兩軍の危險状態、(六)和蘭は有名無實を以て貿易上
樞要なる地帯に其の版圖を擴張したりと雖も該地帯に於ける生命財産を實際上保護し能はざるやの
觀あり、爲めに生ずる國威の失墜と隨つて來るべき外國干涉の危險、及び(七)凡有叛亂を速かに鎮壓
し以て平和と威信とを回復せん程度に東亞に於ける和蘭の軍備を急速に擴張するの必要、等是なり
き。然れどもマックス・ハフェラールと等しく此建白も亦何等當面の効果を齎らざりしかども、共
に爾後政府の執りたる政策の上に遠大なる影響を與へたるや必せり。

爪哇に於ける所謂「栽培制度」は各一八六一年及び一八六九年に刊行したる著述を以て二名の英國

人之を擁護せり。即ち Java, or how to manage a Colony 「爪哇、植民地を如何に統治すべき乎」(一八六一年倫敦に於て出版、二卷)なる書は「一八五八年夏中の遊歴」の結果として「技倆あるカルカッタの一辯護士」^{J. W. B. Money}の著なるが、著者の和蘭と英國との植民地統治の間に引例したる幾多の對照は悉く印度に於ける英國統治に關する彼の訴を支持せんが爲にして、且つ植民地の隆昌に係る著者の主たる標準は之れより取得する金額の如何にありとし、ファン・デン・ボッシュ政策の數多主要効果の中より先づ第一に二十五箇年間に於ける歳入の二百萬より九百五十萬磅[£]尤も課税に於て人口一人當り六志八片より一六志六片に増加の事實あるも[£]に漸進せることを稱揚せり。然れども本書を以てマックス・ハフェラールの反駁論なりと見るは當らず。

又、一八六九年知名の博物學者 ^{Alfred Russel Wallace} の著書 ^{The Malay Archipelago} 「馬來諸島」を以てマックス・ハフェラールに下せる酷評も亦之を重大視するに足らず。著者は爪哇に在ること三箇月半、然かも此間主として同地の博物の調査に没頭したるものなり。マニー、ウォレス兩者共に其の得たる知見と援助とに於ては蘭人に負ふ所多大なるは兩者の相共に認承せる所なり。

現今管に若干の州に於て道路の築造及び維持、其他特種の目的上依然として國家に於て法定勞働を強制するの權限を有するものを除けば爾餘は自由勞働殆ど普遍的なり。然かも東印度内何れの地方たりとも、強制勞務の日數は一年五十二日を越ゆることを許さず、即ち此日數はスマトラにある

タバヌリー及びバレムバンに對する最大制限なり。外領地の他所に於ける最大限度は之より頗る低く、ピリトンは僅に二四、又南及び東部ボルネオは二六日なるに過ぎず。法定勞務は漸次之を全廢するに至るべく、爪哇及びマドゥラに於ては¹⁸⁹⁴、¹⁸⁹⁵及び¹⁸⁹⁶年制定の條例に據り¹⁸⁹⁴斯の如き勞役は政廳官吏又は軍隊の輸送若くは道路の開鑿と修理及び灌溉工事にして而かも自由勞役の之を得るに由なき場合に限りて之を要請することを得、且つ道路若くは灌溉工事に對するものは賃銀を支拂ふべきものなり。然れども公共的災害の防止若くは之が修理の爲め法定勞役に對し強健なる者を召集するの權限は政廳勿論之を保有す。土王又は政廳官吏と雖も、料金支拂の有無を不問私利の爲めに土民より賦役を要請するを得ざるなり。

爪哇に於ける法定勞役に係る負擔の廢止は土民に對し賦課せる人頭税を以て之に代ふるに至れり。箇人勞務の代償たる人頭税はスマトラ西海岸(一九一四年)にも亦適用したりしが、然れども外領地に於ては一般に特種目的の爲には法定勞役を保留するを必要なりと認めたり。蓋し多數島嶼内の土民は勞なくして其の欲する所を得るが爲めに、強制せらるゝに非れば有料たりとも勞役を肯せざるを常とせるが故なり。斯る場合に賦課し得べき勞役は道路、橋梁、水道、公設市場其他の築造及び維持、公共建築物の守衛、渡船、又郵便送達等なり。現今土地は土民に租借を許し其の專有且つ任意の使用物たることを得せしむ。

第三 社會及び政治的狀態

一 宗 教

東印度諸島人口中二十分の十九に當るべき土民の宗教は回々教にして、馬來の傳説に従へば十三世紀の初頭遠地印度よりスマトラに渡來せりと謂ふ。當時スマトラには既にポリネシア人の宗教によりて變改せられたる印度教の法式確立し居たるを以て、爾來直ちに諸島の島嶼に傳播したる回々教は總て此等宗教の混交せるものなり。今日和蘭領地全體に亘りて信奉せるイスラムは今やメツカ聖地と一層密接なる交通によりて純化せられたりと雖も猶未だ印度教及び活力崇拜の形跡を帶べり。法律習慣亦共に各種の宗教に影響さるゝこと深甚なり、蓋し之を奉ずる者の日常生活に感化を及ぼす事頗る大なればなり。故に歐洲人なる爲政者は其の接觸統治せんとする印度教、回教及び偶像教的思想の混成主義を其の念頭より放さざるを要す。爪哇に於ては(回教徒の割合諸島に優れり)十八世紀中葉まで印度教の政治的勢力頗る旺盛なりしかば今日と雖も混成主義頗る顯著なり。回教々義及び儀禮に對し和蘭は細心の注意を以て敬意を表せりと雖も、汎回教主義の強烈なる普及よりして危険の之に伴ふべきは夙に其の理解せる所にして、サリカット・イスラム(回教徒商業組合)運動は下

級官憲微細に之が監視警戒を怠らず。テンガー人の宗教は活力崇拜の信仰によりて悪化したる婆羅門教なり。爪哇にある基督教徒は約二六〇〇〇人なり。

二 政 治

理論上和蘭の植民政策は、由來土民の自治を維持し、而かも可及的其原形を保續するを以て原則とせるも、實際に於て和蘭領土は依然略取物として之を統治す。現に自治州と稱ふるものと雖も、住民は政治に發言權を有せず、實漸く最近に至りて幾何か地方自治の手段を認容せるのみ。然れど土民の慣習儀禮は勉めて之を尊重せり。

土着主權者 和蘭政府對諸土着主權者の公關係は條約及び宣言によりて之を調節すると常とせり。往時に於ては例へば海賊の鎮壓、外國君主と關係締結の制裁、及び或る種商品獨占の特許等の如き數種の簡易條件遵守を以て相互間に之を要求したるに過ぎず。逐次此種條約は改訂擴張せられ、現時は有効なる條約に據りて農業、航海、貿易、産業及び教育の保護、並に奴隸制度の禁止等は土着主權者之を保證することゝなれり。現世紀の初頭以降省約を旨とし、一九一四年に至りてはた複雑なる條約は僅に二十を數へ、之に伴ふに「短文宣言」として知らるゝ簡單なる形式に屬するもの凡そ三百を存したり。後者を以て和蘭政府は主權者即ち土王^{レイヘント}の恭順に對する應酬として其の生活の支持を保證

せり、但し土王に對する監督は州長官及び屬官之に任ず。

總督及び評議員會。總督は評議員會の補佐によりて、管に最高行政權を有するのみならず、任意に小法令及び條例を發布することを得。總督は蘭領東印度の統治に關しては一八五四年和蘭國王並に聯邦議會の制定したる「蘭領東印度統治條例」に準據し以て立憲的原則に遵ふべきは論を俟たざるなり。

蘭領東印度全體の財政は別載財政の題下に細説するが如くなるも自治州は各別箇の國庫を有し、之れに地方税、科料其他總てを納入することとし、土王の王室費は年々政廳之を裁定す。

政廳直轄區域に於ける地方及州の自治權は一九〇三年之を廢し、新たに地方分權法を設定し以て、地方的自治機關の制度を瞭かならしめたり。斯くて一九〇五年に至り法令の實施を以て、州地方、町村等に各評議員會の設置となり、當初議員は政廳の任命によりしが、一九〇八年に至り選舉制によること、更めたり。

一七五五年マタラム帝國を瓦解せしめたる際、和蘭の特に存置したるスラカルタ並にジョクヤカルタの兩侯領を除き、爪哇諸州は各自州評議員會を有す。十八の都市各々市評議員會あり、其内十四箇所は爪哇に、爾餘の四は即ち外領地の所屬なりとす。知事を有せざる各州の最高行政官は州長官なり。

諸州。スマトラの諸州に關しては別冊を以て之を詳説せるを以て、茲に再述せず。

ボルネオは行政上之を二州に分ち、一は西部ボルネオ、他は東部ボルネオと稱す。前者は九地方後者は六地方に再分せり。

小スンダ諸島の多くはチモル州廳の管轄に屬し、廳の所在地は西南部チモルのクバンなり。然るにバリ及びロムボクは兩者一州を成し、廳はバリ島のシンガラジャに所在し、管下の分州其他の官衙亦茲にあり。スムバワ及びフロレスの西部はセレベス及び屬地州廳の管下たり。

北部ニウギニアはターナテ州の一區にして、西部ニウギニア及び南部ニウギニアは各々アムボイナ州の管區なり。

南方セレベスはセレベス及び屬地政廳、又分州長官廳の所在他たるマカッサルより之を管領し、セレベスの北部はメナド州たれども、東方セレベスの一部は猶未だターナテ州に所屬せしむ。

知事は州長官に比し稍々廣義の權限を有し、アチエー(アチン)スマトラ東海岸並にセレベス及び屬地に今猶知事廳を存置せるは主として從來其の管内に於ける住民に對し嚴格なる武力的壓伏を必要とし、更に難事突發の懼あるに基因す。

公債。州、地方及び都市評議員會には其の償還方法及び發行最低利率とを制定したる條令に遵ひ起債の權能を附與せり。一九一四年末四州、七都市の公債利率は三二%乃至六%の範圍にして、額面

總計五、四八六、六〇〇盾の内起債の實額は五、二二一、八二七盾なりき。例之、スラバヤ市は年利三、二物を以て、政廳より水道施設を譲受けたるが如し。

法律。當領の法制は二箇の主題に之を分つことを得、即ち(一)歐羅巴人及び之と同一の取扱を受くべき國人に對する法律及び裁判權、蓋し法律及び之れが施行をして母國と等しからしむるを以て主要原則とす。(二)土人及び之と同一の取扱を受くべき國人(支那、亞刺比亞、及び他の亞細亞若くは亞弗利加人)に對する法律及び裁判權、即ち其主眼とする所は民法及び其の施行上、可及的回教々則に基準せる土民の法律を適用し、而して刑法は之をして歐洲人に對するものと殆ど等しからしむるにあり。

一九一一年刑事犯に問はれたる者一二四名の歐洲男子及び七名の同女子を含み總計一六、八四二人にして、二二、八〇八名の土着男子及び四六〇の同女子は和蘭女王の名に於て宣告を受け、五、三三三の男子及び一一の女子は土王の名に於て宣告を下され、又一一四の女子を含みたる二、八九九名の諸他東洋外國人と和蘭女王の名に於て宣告を與へられたり。輕罪及び私犯の部目下に一九一一年中四五、一四一名は歐羅巴人及び土人初審法廷に又九四名は控訴院に告訴せられ、且つ四八二、〇九四名は警察廷に、又八八、六五〇名は分州長官及び地方長の法廷に告訴を受けたり。爪哇及びマドゥラに於ては小民事竝に刑事々件(土人のみ)を分州長官若くは地方長の法廷にて裁判するものにして各々所

屬長官自ら其局に當る。一九一一年中控訴の分を除き民事々件の數歐洲人法廷六、一七五件、土人法廷四五、九八七件なりき。

三 陸海軍の編制

陸軍。植民地陸軍(和蘭本國陸軍とは全く別物なり)は一九一六年に於ては一、一三九名の士官及び三八、一九六の兵卒、此内八、六五七名は歐羅巴人、を以て成りたり。

海軍。東印度に於ける和蘭海軍は一九一六年二七隻の軍艦、其の乗組二五一名の士官及び三、三五五名の海兵、内二、〇二四名は歐洲人、とによりて成れり。他に二二の艦船と且つ九〇六名の士卒より成れる植民地海軍ありて非軍事的任務の遂行に従事せり。

陸海兩軍維持費の一九一七年度に對する豫算金額は六、一五五、五七六磅を計上したり。東印度領土の防備は近年尠からず和蘭の輿論を動かし、本問題調査の爲めに任命せられたる特選委員は一九一三年に報告を公表したりしが、其の主要決議とせる所によれば、適當なる防備は海軍力に依るの外途なく、之をして十分なる規模に充實維持せんが爲めには、東印度に於ける和蘭陸軍の維持に充てたる費目を著しく節減せざるべからずと謂ふにありたり。斯くて和蘭本國及び東印度の兩國庫によりて此海軍充實に對する費目の大増加に關する勸奨を遂行することゝなれり。

四 教 育

由來土人の村落學校に於て授くる教科によりて普及せる回教々義の抑制を敢てし以て回教徒たる多數人民の有せる宗教的性癖に背反するは事態之を甚だ好ましからずとせり。是即ち東印度諸島に於ける泰西的教育普及の頗る遲滞せる所以なり。更に他の有力なる要因は生存の競争にして、是あが爲めに兒童勞働の用途を激發したり。一八一六年まで政廳は公立學校の設置に關して何等施す所なく、且つ一八四八年まで土人の爲めに官立學校設立の費目を裁決したる事なかりき。

一九一二年爪哇マドゥラに於ける土人初等教育の諸設備を擧ぐれば、七九五の官立に一六〇、七三三の學生と又四七八の私立に四九、四八四の學生にして、外領に於ては四四二の官立に八一、一四七の學生と、一、九八七の私立に一三八、三二七の學生を有したり。更に爪哇マドゥラには二、五三一の村落學校に一六六、九六五の學生ありて、初歩教育を施すに土語を以てせり。一九一二年政廳の支出せる土人教育施設費は五、〇一七、七〇一盾(四一八、〇〇〇磅)なりき。

東印度諸島全體に於ける歐羅巴人及び之と同等の待遇を受くべき國人に對する初等教育の設備は一九一二年現在にて二四七の學校に二六、四五三の學生を有し、政廳支出の費目三、四三一、六四九盾なるが、上級教育は二〇の中等學校を以て三、八四五の學生を收容し、之れが費用九一三、八六三盾

を算したり。

故に大約四五、〇〇〇、〇〇〇の人口中、學事を授けらるゝもの僅に六二六、九五四の學生にして、其費用九、三六三、二一三盾(七八〇、〇〇〇磅)なり。

總括的觀察

土民現在の實際狀態

一八九五年財政通エヌ・ビ・ファン・デン・ベルヒの記述に曰く

「大體上歐羅巴人の事業に關して之を觀るに一般情勢隆盛なりと稱し難く、且つ當植民地の經濟的發展上最要地位を占むるものは歐洲人の企事たるに想到するとき前記と同一結論は當國一般の福利にも亦適合すと稱するを得べし」と

爾後八箇年、和蘭國會議員ハ・ファン・ホルの記する所に曰く。

「爪哇民は益貧困に沈淪せるの情況にあり。此は今日論争の餘地なく全く明白なる事實なり。島内多數の地域は人口過多にして、年々實に五十萬の新人口増殖し食を求むるに拘らず、地力彌々衰耗し、産米其の量を減じ品質亦益々劣れり……。土民の大多數は發育貧弱而かも食糧不充分なるが爲めに病疫に冒され易し……。由來豐饒の爪哇に何すれど此の悲惨事ぞ。世界に最も多産且つ樂土の

一たる此地に何が故に此の窮乏ぞ。是則他者は土民の窮乏を犠牲となして其の富を致せるに引換え、爪哇民は管收々として勞役に服さしめらるゝが爲なり。是れ則ち白人の貪婪なる此土を啖り盡して涸渴せしめ、更に土民をして彼等を繋げる足械の重荷に堪えざらしめ遂に倒るゝに至らしむるが故にわらずして何ぞ。

次掲は一九〇四年植民省の依頼によりて出版せられたるチェ・トマス・フアン・デーヴンター著「爪哇マドウラ土民の經濟的地位概観」の一節なり、即ち

「土民の主たる産業は古來不易の農業是れなり。本業によりて生計を立てんとする者の數は著しく殖え、然かも過去二十五箇年間耕地面積の増加は其の割合に於て人口の増殖に順應せず（中にも灌漑地積の増加最も尠なし）、且つ畜牛の繁殖亦比較的に小なり。

低地一帯に於ける甘蔗の栽培は一八八〇年以降大に増進せりと雖も、之によりて地主を利する所殆ど之なきのみならず、糖業關係の産業に従ふ勞働者の賃銀は元來僅少なるが上に益々低減の傾向にあり。洋藍インディゴの栽培は急速廢滅するに至るべく、且つ煙草栽植も亦今猶管一地方に漸く殘存せるに過ぎずして而かも多大の困難あるものゝ如し。

政廳經營による珈琲栽培より生ずる利益は之を二十五年以前に比すれば管影を留むるに過ぎず。尙は私營事業によれる規那及び茶の栽培は其の發達主として勞銀低率なる西部爪哇に限らるゝの狀

態にあるを以て箇人業者の珈琲栽培に於ける衰態を償ふに足らず。

要するに、爪哇の農業は確實に衰微せるものと見做さるを得ず、而かも此衰退狀態は不斷金融の梗塞窮乏となり、爲めに住民の多數を高利貸輩の術中に陥らしめ、其の結果之をして大難境に立たしむるを見るも明かなり。農業以外歳入の資源は過去二十五年間増進の云ふに足るべきものあるなし。製造業者も意氣甚だ昂がらず、且つ本島固有の特質を帶べる工業の如き其の原型を保持するもの稀なり。

漁業及び魚類養殖の事業は人口の繁殖と其歩調を保つを得ずして食用としての魚類不十分なる他輸出品を以て代用せざるべからず。

單に生活費として必要なる勞銀以外、多少と雖も餘分の收得を土人に提供すべき事業を發見し得ば之れ正に例外とも謂ふべし。全人口の十中九を占めたる農業漁業若くは小商内に従ふ階級に於ける一家の平均収入は年額一〇〇盾（八磅六志八片）を超ゆるは稀にして、先づ八〇盾（六磅一五志）と見積りて安全なるべし。此金額の内約九盾（一五志）一一の強は現金を以て税金支拂の爲めに控除せざるべからず。若し亦今猶多數住民に賦課せる勞務並に土地の税金を加算するときは、總納税額を一九〇若くは其以上に昂進せしむ。」

叙上記事の世に出でたる後護謨業起りしが、一九一四年蘭領東印度の有したる護謨農園は六七四

箇所にして護謨専用の地積三二六、一四三バウ（一バウ＝ $\frac{1}{16}$ 英町）及び他物混植の地積一三〇、二八一バウなりき。概観するに土民の状態は過去二十年間漸次進歩せるものゝ如し。

英國商人の最近爪哇に居住せる者は熱心なる言辭を以て其土地の豊饒にして且つ官憲の執れる土民統治の方法に何等非難すべき點なきを説き、剩へ貪逸の土民に強制栽培の制度（教科稍酷なれども）を以て勤勉堅忍の習風を授けたるは寧ろ仁慈の目的に適ふものなりと論ずる人士も尠なからず。

第四 交通

一 島内

1 道路

爪哇の道路組織は嘆賞するに足る。全島遍く本道、郵便道路、交叉道路及び支道完通し、到處の交通は車便に頼るを得可し。爪哇及びマドウラに於て政廳の支持によれる道路は一等約三、五〇〇哩、二等三、九〇〇哩、三等七、五〇〇哩なりと概稱す。本島の北部全體に亘りては佛人占有時代の築造になれる壯大なる道路あり。島内降雨猛烈なるに不拘、道路の維持頗る行届き且つ本道によ

るときは五乃至一〇哩毎に清新なる馬匹若くは自動車燃料油の供給所を有せり。道路の修理改良に對しては政廳之が出費を惜まずして土民の有料勞役を以て之に當らしむ。數多農園經營の會社は夫れ々自營の道路を維持せり。

2 河川

交通上の手段として爪哇の河川は比較的重要なならず。土舟より大なる船舟に可航なるは西部爪哇に Tjiluwong, Tjarum, Timanak 及び Tjilanduwir 中部爪哇に Serayu、又東部爪哇に Solo 及び Brantas あるのみ。ソーロ河は小船を以てせば三二〇哩の間航運に可なるべく、又若し砂洲なかりせば航洋大汽船と雖も其の河口を使用し得べし。同河の支流たる Gentung も亦部分的には可航なり。河川改修計畫は幾度か之を試みたれども、沈泥と雜草發生と、共に間斷なきが爲めに其の成功を妨ぐ。

3 鐵道

一九一四年末爪哇には鐵道一、五〇〇哩、汽動車道一、三二一哩及びバタバヤに電車道延長一一哩を有したり。標準軌隔の鐵道は蘭領印度鐵道會社に所屬の一を除き總て政廳之を管理す。該會社線は延長一二八哩にしてスマランよりスラカルタ及びジョクヤカルタ間なり。政廳は亦約五一哩の狭軌線を有し汽動車線の多くは私營なり。

鐵道の運轉は正確且つ安全にして、バタバヤ及スラバヤ間（約四八〇哩）には各方より毎日一回食

堂車を連結したる特別急行列車を運轉せり。パタセヤよりバンドンに至る線路の電化は遠からず之を實現せしむるの計畫あり。鐵道は皆優秀なる配當を齎らす。一九一四年爪哇及びマドウラに於ける政廳の標準軌隔鐵道の取扱ひたる乗客は三九、二二二、一七七、又貨物は四、五六九、〇一五米突噸にして、純收一四、〇四四、九五五盾即ち投資總額の六・七一%に當れるものなりき。

爪哇の鐵道網は漸次擴張の途にあり。一九〇六年及び一九一四年との間に新設永久線開築を取扱へる當該部局は約二三六哩の新線を開通したりしが、擴張を行へる毎に直に收益を見るが爲め、政廳は更に發展の畫策を以て前途多望なりとせり。一九一二年十二月パタセヤ・スラバヤ間の旅程を短縮せん爲め、チェリボン・クローヤ間延長九七哩の一線敷設に對して特許を附與し、尙一九一四年末 パタセヤ Handel 原とバンヂャルに於て國營鐵道を連結すべき一線も亦敷設中なりき。

二 郵便 電信 電話

一九一四年爪哇マドウラには五四二の郵便電信局所を有したり。早飛脚、郵便車、馬及び船舟を以て、鐵道若くは汽動車を有せざる地方の郵便送達に使用す。一九一三年蘭領東印度に於ける政府の陸上電信線は一四、五二四哩に亘り海底及び地下線は六、一一六哩を超えたり。

政府は亦電話制度を管理す。爪哇には其主要都市間に長距離電話の便あり、且つパタセヤ、スラバヤ其の他若干の都市に於ては市内電話の設備頗る完全なり。

二 島 外

1 港 灣

(一) 設備 爪哇の四要港は即ちパタセヤ(自港を有せずしてタンジョン・ブリオク港に依る) スラバヤ(マドウラ海峡にあり)、スマラン及びチラチャップなり

パタセヤ パタセヤ タンジョン ブリオク パタセヤ 於て船舶は防波堤頭より約一哩にして五乃至六尋の水深ある錨地に碇泊し、貨物の積卸は解による。

タンジョン・ブリオクはパタセヤの東方凡そ四哩半を距て、兩地は鐵道及び運河を以て之を連結し、錨地は長程二四哩幅員八哩なり。港はチリウオン河口に近接し、外港は長程六、〇〇〇呎又其入口の幅員一三六呎にして、切石より成れる二個の突堤を以て包圍せり。内港は長程四、〇〇〇呎、幅員五〇〇呎にして大潮二八呎小潮二四呎の水深を有す。延長四、〇〇〇呎の岸壁ありて、又棄荷船及び浚渫船の使用に對する官有の圓筒浮船渠と、外にタンジョン・ブリオク乾船渠會社所屬の乾船渠並に隨圓船渠あり。内港には目下廣大なる改修工事を遂行中なるが、完成の曉には水深四〇呎、延長凡そ一、一八〇呎の岸壁と、更に二六—三〇呎の水深ある長程一一、四八〇呎の岸壁、四、〇〇〇噸までの船舶用としての浮船渠並に各種倉庫の爲めに充分なる餘地を有するに至るべし。上記擴張工事

の爲め現鐵道終點は之を移設の必要ありと謂ふ。

ス。ラ。バ。ヤ。は蘭領東印度の軍港にして、吃水二八呎の艦船は和蘭海軍根據地に入るを得。然れど商船の同根據地に入らんとするときは特許を要し、普通には市街の北方、水深六一〇尋の錨地に碇泊すべきものなり。船貨は錨地より舳を以て舊港の埠頭に運搬するを常とす。港は二個の水門を有し、共に淺洲ありて、西門は大潮期二四呎、東門は二二呎の水深なり。一九一四年スラバヤ市を流るゝKalimas河を深め又之を擴げ且つ三、二八一方呎の大溜を舳船の爲めに築設せんことを發表したり。尙ほ沼地を廣く埋立て石炭、石油及び諸商品の置場を築設せり。

ス。マ。ラ。ン。は小スマラン河の河口に在りて、中部爪哇の貿易は概ね茲に吸集するを以て、若し更に良港と又更に安全にして廣濶なる錨地を有したらんには本島第一の港たるべし。港口の水深は大潮期滿潮七 $\frac{1}{2}$ 呎、干潮五 $\frac{1}{2}$ 呎にして、岸壁に於ける水深は小潮期滿潮八 $\frac{1}{2}$ 呎なるのみ。河口に築設したる防波堤は舳船及び小形船舶の碇繫地を成し、突堤の先端附近の水深九呎なるが、堤の延長約一、五〇〇呎なれども、更に一、三一二呎を延長すべしと謂ふ。當港は斷えず之を浚渫の必要あり。客船及び曳船繫留の爲め小岸壁の設備あれども滿潮時の使用に堪ゆるのみ。起重機ありて二五噸の起揚能力を有す。一小魚港及び舳船溜所とを目下工事中なり。

チ。ラ。チ。ャ。ッ。プ。は爪哇南海岸の主要港なるが、中部爪哇の南部に於ける農業の發達と共に益々其

重要味を加ふ。港口の水深は大潮期干潮二四呎にして、小潮期干潮二六呎五吋なり。吃水一八呎の船舶は大潮期干潮を以て埠頭に於て荷役を行ひ、又吃水二三呎の船舶は干潮を以て棧橋の一部に繫留するを得べし。二噸乃至三噸卷の移動起重器三個と一五噸卷定着起重機一個を有せり。

爪哇小港の重なるもの左の如し。

バ。ン。ユ。ワ。ン。ギ。はバリ海峡にあり。港口には淺瀬を有せずして九個の浮標を以て之を標識す。最近に形成せる砂洲を以て、外泊地と之を區劃せられたる内泊地は九尋の水深あり。外泊地は一一—一三尋の水深を有し、海底の着錨頗る良好なり。東季節風期には概ね波浪高く外泊地を以て寧ろ安全なりと謂ふ。一噸半卷の起重機一臺を有せり。

ク。ラ。ク。サ。ー。ン。はバスマルアン州内プロボリンゴの東方一一哩に位し、海濱より一 $\frac{1}{2}$ 哩を隔て、八乃至九尋の良錨地を有す。

パ。イ。ト。ン。はクラクサーンの東方三 $\frac{1}{2}$ 哩にありて、錨地は突堤より一哩足らずを隔て、水深一〇尋なり。

フ。カ。ロ。ン。ガ。ン。は中部爪哇の北海岸に在りて、錨地は一哩の沖合にして水深三 $\frac{1}{2}$ 乃至四 $\frac{1}{2}$ 尋に過ぎざれども海底柔かなり。

プ。ロ。ボ。リ。ン。ゴ。はマドゥラ海峡に臨み、距岸半哩に水深七尋の好錨地を有す。港口には長さ防波

堤ありて、之れに燈臺を設く。港は一大長方泊地にして、岸壁には小船の繫留を可能ならしめ、同所に珈琲、砂糖及び煙草の爲めに倉庫を設備せり。

爪哇の南海岸 Winkloops Bay 及び Patjan に天然港あれども、和蘭は本島の南部に貿易を集むるは外敵の襲撃に曝露するの虞れありと成して之を好まず。

(二)貿易の量 左表は一九一三年爪哇の四要港に寄航せる船舶の隻数及び噸数を示す。

港名	隻数	噸数
タンジョン・プリオク	一、八三三	三、〇二七、五三四
スラバヤ	一、三九六	二、五九七、四〇〇
スマラン	一、一〇三	二、六〇五、八七五
チラチャツプ	三三二	四七一、〇九八

一九一〇年より一九一四年に至る期間の數字を見るに上記諸港皆貿易の量に於て堅實なる増進を示せり。

(三)經濟的要求の對應策 大體爪哇は天然の良港に乏し。マドウラ海峡には潮流ありて諸障礙物を掃蕩するの天幸あれども、爾餘の爪哇沿岸は水路錨地皆沈泥甚だしくして、當局の憂慮をして絶ふる時なからしむ。一九一〇年公に之が調査を行ひ、翌一九一一年には港灣の改修並に擴張に對する計畫を設定するに至れり。各大港灣の擔任に當れる官吏は商業及び海事關係の有力なる地方人士より成れる委員の援助を受くることとせり。該計畫の實施には既に多額の費用を支出したれども、結局之れが支辨には、埠頭・岸壁・港灣の諸税は之を別とし、港灣に接続せる土地の貸附料金を以て之れに充つることとしたり。一九一三年當事業費の金額はスラバヤ二、六二二、三八四盾、タンジョン・プリオク一、四八五、二九一盾、スマラン七一六、三九二盾、又チラチャツプ五〇、〇〇〇盾なりき。

海運航路

K.P.M.は政廳の補助金を受け蘭領諸島數多の港灣間に定期航路の經營を命せらる。同社は郵便物は無料にて之を運送し、又國王の使臣及び政廳の財産は所定の貨率に據りて之を運送せざるべからず。一九〇九年毎週一回快速汽船航路を乘客本位としてベラワン・デリ(スマトラ)及びスラバヤ間に開設し、新嘉坡バタビヤ及びスマランを寄航地としたり。戦前本航路に従ひたる二汽船の新嘉坡より爪哇行の乘客運搬数は毎週五〇乃至一〇〇名の一等客にて皆佛、獨、英船よりせる乗換客なりき。新嘉坡よりバタビヤまでの航海は三八時間、又バタビヤよりスラバヤまで同様の時間を要せり。一船は八三三名、他の一船は一、〇八二名の苦力を甲板客として收容するを得。當社所屬の汽機及び發動機船にして諸島間を航行せるものは貨物、家畜猶又乘客の運輸に従ふ。

爪哇濠洲間の交通は主として、一九一一年に創立し、且つK.P.M.に所屬の爪哇濠洲線 Java-Australinia 之を經營せるが、一九二〇年まで政廳に於て年々其缺損の半額を限度として補助金を附與し

來りしも該補助金は漸次償還すべき條件なりき。バタビヤを起點とし、スマラン、スラバヤ、木曜島、ブリスベーン、シドニー及びメルボルン、又會社の都合を以て其他の港に寄航し、毎年十二航海を行ふべきこととせり。

爪哇支那日本線 Java-China-Japan Lijn は一九〇二年に創立し、是亦支那及び日本へ一年十三航海を行ふべき條件を以て政廳の補助金を受く。一九一四年中同線汽船は支那へ十七、又日本へ十五航海、更に條件以外蘭印及び香港間若干の航海に就きたり。バタビヤを發航地としスマラン、スラバヤ、マカッサ、香港、上海及び神戸を寄港地とす。別箇の航海を支那へ行ふ場合は横濱を繰入ることとせり。契約には之を含まざれども定時バンカ及びビリトンの兩島に寄航し錫嶺山用苦力の往復運搬に任ず。隨時政廳はバンカ島より支那へ歸還せしむべき苦力輸送の爲め同社所屬船を備船することあり。一九一五年、同社は爪哇諸港及び桑港間毎月一回の航路を開設し、一萬乃至一萬二千噸級の汽船を使用し、香港マニラ又都合により日本各港及びホノルル寄航の計畫にして、本航路の開始は主として桑港商業會議所の慫慂に因るものなるが、爪哇合衆國貿易漸進の今日最も貴重なりと謂ふべし。

和蘭汽船會社 *Nederland Stoomvaart Maatschappij* 及び其姉妹會社たるロッテルダム・ロイド *Rotterdamische Lloyd* は和蘭往復毎週一回の定期航路を營めり。政府所屬の船客は總て同航路の汽船に

依るべきことと定む。同兩社は共に戦前には契約上ゼノア若くはマルセーユよりバタビヤまでを二十五日、又四月二日より十月一日までの期間中は二十四日間に一航海を行ふべきこととせり。兩社は貨物並に客船を有す。戦前には亦三乃至四週間毎に南阿經由、爪哇各港及び紐育間の直航路を經營したることありき。

上記二會社は太平洋和蘭汽船會社 *Ocean Nederlandsche Stoomvaart Maatschappij* と協同しバタビヤよりゼツダへ向ふ回教巡禮者の輸送に對する特別航路を創設したり。輸送の巡禮者は年々約一、六〇〇名を數ふ。太平洋會社は爪哇、リヴアプール及びアムステルダム間に貨物船の航路を營めり。

爪哇ベンガル線 *Java-Bengal Lijn* はロッテルダム・ロイド及び和蘭汽船會社の設立に係り、毎年其一半は毎月一回、又爾餘の半年は各二箇月一回として、一年九航海を以て爪哇と蘭貢及びカルカッタとを直通連絡す。同線の船舶は多量の米を爪哇に搬入す。

グラスゴウの英印汽船航業會社 *British India Steam Navigation Company* 及びリヴアプールの亞細亞汽船航業會社 *Asiatic Steam Navigation Company* は爪哇と蘭貢、カルカッタ、コロムボ、ボンデチエリー、マドラス、ボムベイ及びカラチとの間に貨物船航路を經營し、爪哇より多量の砂糖を印度へ運送せり。新嘉坡より濠洲へ就航せる多數の英國汽船は定期爪哇諸港に寄航す。英本國と爪哇との間には直通航路なけれども、戦前リヴアプールのエ・ホルト・アンド・コムパニーの所有したる

太洋汽船會社の船舶にして、若しアムステルダム及びロッテルダムに於て載貨したる後更に餘席ある場合はグラスゴー及びバーケンヘッドに寄港するを常とせり。

歐戰以前にはノルドドイチェル、ロイド及び獨逸濠洲汽船會社とは定期蘭印諸港に寄航し貨物運送に於ける其の持分は急速發展の域にありき。

日本政府は日本爪哇間南洋郵船會社の毎月一回航路に補助金を下附せるが、同社の汽船はバタビヤ、スマラン、ストラバヤ、バリクババン(ボルネオ)及び香港に寄航す。聞くが如くんば、一九一八年日本には新海運業トラストの設定さるゝありて其資本金一七五、〇〇〇、〇〇〇圓(約一七、八六四、五〇〇磅)を擁し、政府も亦補助金を下附せる筈にして、廣く極東に力を致すべしと謂へば、和蘭郵船KPMは恐らく激甚なる競争に際會するを免かれざらん。

尙新嘉坡には主として支那人の經營せる多數の小會社ありて、其の所屬船舶を以て同地及び蘭領東印度諸港間の航海に従事せり。

ハ 海底及無線對外通信

爪哇及びスマトラ間には一八五九年以來海底電信の設備あり。バンユワンギには一八七二年以來濠洲ポート、ダーウキンと海底電信の接續を有し、一八七九年には複線の沈設を完成せり。新嘉坡は一八七九年バンユワンギと接續し、又バタビヤとは一八八一年英國所屬の電線を沈設したり。佛國海

底線は一九〇四年西貢より西部ボルネオのポンテアナクとの間に設けられ、同時期に和蘭線を以てポンテアナクとバタビヤ間を接續したり。西貢・ポンテアナク間の海底線は一九一三年重大なる損障を被り翌一九一四年六月に至り修復の不可能なるを發見せり。一九〇八年バタビヤよりコス諸島に至る一線を沈設し、ストラバヤの東部ボルネオのバリクババンと和蘭所屬線を以て連接せられたるは一九一三年なりき。ストラバヤ、スマラン及びバタビヤの三港とバダン、シボガ、タムバット、トアン及びシナバンなどを連結したるは一九一四年なり。

當初の計畫は蘭領東印度諸島の各地を海底線によりて連接せん豫定なりしかども、沈設費の關係且つ又同地の如き火山脈海底に於ける電線維持の容易ならざるが爲めに寧ろ無線電信の發達を期するの方針に更めたり。

無線電信局は獨逸「テレフンケン」會社の建設に成れるものバタビヤ、スマラン及びストラバヤの各所に在り。

一九一七年和蘭の豫算案に五、〇〇〇、〇〇〇盾の臨時割當をなし同國及び蘭領東印度間に獨立したる無線電信設置の計畫を立て、之れが爲めに要すべき特別無線局は和蘭にてはアペルドーン附近、又蘭印にては西部爪哇のバンドン附近に之を置く筈なり。

第五 産 業

一 勞 働

爪哇に於ける労働は低廉にして潤澤なり。一九〇五年を以て施行せる完全なる國勢調査の際、蘭領東印度全體の土民人口は一平方料に對し僅に一九人の割なれども、爪哇は二二六人の多數を示せり。爪哇人の多くは農事に従ひ、技藝的業務を執るの大望を有せず。其慾求する所薄く、随つて一日十時間の勞務に對し僅々五片の賃銀を以て足れりとす。爪哇及びマドウラに於ける法定勞役は人頭税を以て代償することとなり、同税はマドウラの一盾より、ケデリーの二・九〇盾の範圍に及ぶ。此の代償制度たるや漸次之を實施したりしが、一九一六年までには未だ完結せざりき。

公共的危難に際しては今日と雖も個人の勞役を強制することあり。又灌溉工事修理其他に關しても所定の勞銀を以て服役せしめらる。村長は其管理下にある人民に對し地方的勞務を要請することを得れども、各州土着王は無料の勞務を誅求するを許されず。

爪哇人の多數は各種工場に使役せられ、一九一五年末爪哇及びマドウラには一、八〇〇の工場ありて五八、〇〇〇の職工を使用したり。

政廳に於ては爪哇の人口過密の地方よりスマトラ及びセレベスへの移住獎勵に力を盡すと雖も、今日まで効果甚だ擧らず。一九一四年末、主としてケドウより一、七五一組の家族をラムボン(スマトラ)に於ける約二〇、〇〇〇英町の移住地に轉せしめたり。尙ほ西部爪哇より少許の土民をベンクレン(スマトラ)に移住せしめたりしが、其の特種目的は該地の土民に淡水養魚の方法を授けんとするにありき。然れど移住者の總數婦女子を加へ一九〇七年及び一九一四年迄には數百名を出でざりき。此の外爪哇人の若干數はスマトラ及びスリナムに於ける農園に従役の爲め渡航するものあり。此等移住民の大多數は爪哇に歸還することなし。

爪哇への移入者は支那、亞拉比亞若くは他東洋人を網羅せるが、概ね商業に従ひ、支那人の多數は工匠及び園藝職なりとす。

支那人は蘭領東印度の産業界に於ては頗る重要な分子にして、爪哇精米所の五分の四は其の掌中にあり、更に多數の製糖工場も亦然り。又其の多數は家具什器の製作に従ひ、堪能なる建築家及び木工尠なしとせず。

二 農 業

イ 商 用 有 價 産 物

(一) 植物産物。キャッサワ(澱粉)は一世紀以前スリナムより爪哇に齎らせるものにして、主として

爪哇に之を栽植し、一九一七年之が栽培面積七一七、四八七(一バウは $\frac{1}{4}$ 英町に當る)なりき。菜根は即ち輸出品たるタビオーカ粉を産出するものなるが、之が製出は重に土民及び支那人又は亞拉比亞人之に従ひ、キャツサワ・ケーキは家畜の食用として之を用ふ。地方的需要の爲めに土民は之れより酒精を得、亦製紙用糊をも採收す。一九一三年本産物總額一〇二、七七〇米突噸を輸出したり。

穀類。玉蜀黍は特に東部爪哇の土民廣く之を栽植し、又マドウラに於ても生産増進せり。一、二の山地にては之を以て米作に代ふる所あり。玉蜀黍は栽培平易にして多量の給水を要せず、又一面に於ては土地の排水宜しきを得るとき強雨に耐ふるを以て作物として頗る人氣あり。穂實の採集迅速容易に、又莖幹は家畜の食用として使用す。一九一五年末爪哇にて本品の植附面積九五四、五七〇バウなりき。一九一三年の輸出は四九、〇〇〇米突噸に及びたり。

米。は爪哇マドウラ兩地にては重に灌漑地に之を植附くるものにして、一九一四年の收穫凡そ六、〇〇〇、〇〇〇噸に達したり。戦前には最良種の米穀に限り少量の輸出を見たれども、由來本品は土民の主要食物たるを以て、收穫の大部分は島内消費に之を要せり。加之主として蘭貢、暹羅及び印度支那より多量下級米の輸入を必要とせり。

小麥。は戦争に基因したる不足の爲め歐洲に於ける消費に對し一九一七年爪哇にて之が栽植に成功を收め、一九一八年には其植附を大に擴張したり。

規那。勞役の低廉潤澤なるを主因とし、規那生産諸邦中に於て爪哇其の第一位にあり。之れが栽培は官民兩營を以て行へり。一九一四年爪哇の規那栽植地積は一、九、五四八バウにして、同年の産額は七箇所の政廳農園より八九三米突噸、民園より七三九噸、及び政廳よりの荒蕪借地に於ける農園生産六、七九六噸に達せり。一九一五年末蘭領東印度の規那園は一、三箇所にして、内一、一〇は爪哇に所在したり。バンドン規那工場は大規模を以て製品に従ふ。

戦前規那皮の大部分は爪哇より和蘭に之を輸出し、アムステルダムに於て競賣に附したり。然るに獨逸大化學藥品商の商略に因り漸次規那皮價格の低落を來たしたるを以て、一九一三年爪哇生産者と主要なる八箇の規那工場との間に協商を進めトラストを組織することとなれり。斯くて工場側は爪哇皮の年産額即ち五二五噸の硫酸規尼涅を製産するに足れる數量を一定分に付五仙の極低價格を以て買約したり。アムステルダムに在る規那局中央事務所に於て規那皮の受附及び分拆を管理し且つ其の價格を指定することとせり。一九一三年及び一九一六年の期間中規那皮の規尼涅含有率は約百分の六を平均し、一定分の價格四九一仙より一一四仙に昂騰するに至れり。一九一八年上記の協定は多少の改訂を加へて之を更新せり。

ココア。爪哇に於けるココアの栽培は一時急速に普及し、一八九七年より一九〇七年までに生産

殆ど倍加したりしも、元來樹質病疫に冒され易く、爲めに栽植者の意氣を沮喪せしむるの弊あり。一九一二年植附面積凡そ一〇、〇〇〇バツを有し、産額二、二七二米突噸を算せしが、一九一四年には一、二八六噸に減退し、翌一五年復た二、〇九二噸に上れり。

珈琲は爪哇に於ては能く四、〇〇〇呎に及べる高地に生育す。今やアラビカ及び他種殆ど全くロブスタ種を以て代へらる。本種は一九〇一年阿弗利加より齎せるものなり。フアン・デン・ボツシユの強制栽培制度は他産物の何物に較ぶるも珈琲に對し最も永く之を適用し、爪哇にては一九一五年に到るまで之を廢せざりき。然れども生産額久しく減退の狀を呈し、且つ伯刺西爾其他との競争加はれるを以て珈琲栽培の收益随つて減落せり。一八七九年政廳の生産は一、二六七、一六七擔なりしが、一九一二年には激減八一、〇〇〇擔を示したり。一九一五年政廳農園凡そ四、〇〇〇噸民間約二九、〇〇〇噸を産せり。一九一四年爪哇には三八二箇所の私營珈琲園ありて他品を混植せず珈琲のみを植附たる地積八〇、一六六バツ、又護謨其の他の作物を併植したる面積八三、六二六バツより成れり。普通殆ど全收穫を舉げて輸出す。

棉花は一、二の地方にのみ之を栽植し、最も多きはスマラン州なり。纖維粗にして短なるを以て商業的には價値なけれども、土民は自用の織布に之を消費せり。

洋藍は水田に之を植附けるを常とせるが、一時之れが栽植は頗る收益を擧げたり。一八九八年には産額一、〇九四噸價額三三〇、〇〇〇磅に達したり。然れども合成洋藍の製出せらるゝに至り、本業を廢滅せしめ、洋藍栽培漸次減退し一九一三年爪哇の輸出は僅々四六噸に過ぎざりき。戰時中獨逸の合成洋藍供給杜絶の期間一時復活を見たり。

カボックは同名の樹木より之を採收す。カボック樹は本島固有にして路傍隨所に生育せり。尙ほ人爲的にも之を栽植し、一九一四年には九二箇所の園地ありて其の面積六、三一九バツなりき。然るに土民の栽植は上記園地所有者の生産に比し凡そ四倍に達すべし。同纖維質の柔毛と又貴重油を含める種實とは共に之を輸出し。一九一三年爪哇にて輸出したるはカボック一二〇、七二〇捆、種實一九、四七九噸なりき。

産油植物 ココナット 椰子は蘭領東印度固有にして、元來海岸附近の低き砂地を以て最適となせど爪哇に於ては三、〇〇〇呎の高地と雖も生育せり。土民は舊來其の村落の周圍に椰子林を栽植するの慣習あるも、近時科學的栽植行はるゝに至れり。一九一八年初頭爪哇には概算六三、五三三、〇〇〇の椰子樹ありて、内三七、二三四、〇〇〇は結實せるものと注せられたり。椰子果の乾核即ちコブラは其の含油の石鹼、蠟燭又はマーガリン製出の爲めに使用せらるゝを以て、世界市場に之れが需要を漸加せり。椰子果の纖維は島内にては葎産掃尾の類を製するに用ひ輸出も亦行はる。戰時中製油工場を島内に設置したり。一九一七年コブラの産額は三三三、九一三噸に達し、内凡そ六〇、〇〇〇

○噸を輸出し、又地方工場に使用したるは四〇、〇〇〇噸にして、爾餘は土民の自ら處分せる所となれるが、工場に於て凡そ七割の油を抽出し得るに拘らず、土民の不備なる方法によるときは僅に五割を得るに過ぎずと云へり。コブラの残滓は家畜の食料として頗る調法なりとせらる。コブラ業は益有利なるもの、如く、一九〇〇年コナット椰子關係の産物にして蘭領東印度より輸出せるは價額僅に四二〇、〇〇〇磅なりしが、一九一四年にはコブラのみを以て五、〇〇〇、〇〇〇磅を値せり。

爪哇マドウラは其の他多種の産油植物を有す。一九一八年の初頃バンドンに在る島内製油工場 Oliefabrick Insulinde の事務取締役の推算せる年産額を舉れば、落花生一〇〇、〇〇〇噸、蓖麻子五、五〇〇噸、大豆六八、七三〇噸、胡麻二、五〇〇噸及びカボック種實二一、八〇〇噸にして、此數字は頗る當を得たるものと見做さる。

阿片 は目今政府の專賣となり、其の民營栽培及び販賣は之を禁止せり。政廳は一九〇一年バタビヤに阿片工場を設置したり。

護謨 爪哇は護謨栽培上理想的の氣候を有す。 フィカス・イラスチカ *Ficus elastica* 種は固有なれども、樹木過大なるが爲めに一定の反別中多數を栽植するを得ず。 ヘイバ・ブナリシス *Hevea brasiliensis* (ブラ護謨) は一八八七年なる舊時代に齎らせるものなれども一九〇四年まで之れが栽植は商業的規模を以て行はるゝに至らず、且

つ一九一三年まで政廳は フィカス *Ficus* 種に對する優遇を廢棄せざりき。 ヘグイア *Heuguiya* 種は多大の雨量を必要とするが故に主として降雨の激甚なる西部爪哇に之を栽植す。一九一四年爪哇には四〇八の護謨園ありて、一四二、一二八バウは護謨のみ、また八七、〇七三バウは他作物を混植せり。官營民業兩様の園地あり。産額は一九一四年の六、七八二噸より一九一六年の一三、九三八噸に増進を見たり。同期間中蘭領東印度より生護謨の輸出は漸増を示したりと雖も、爪哇の分を區別したる數字は之を得るに由なし。

香料其他 一九一三年爪哇は 荳蔻 *豆蔻* 花五五噸及び肉豆蔻一六九噸を輸出したり。肉桂は廣く栽植せられたることあれども、今は甚だ重要ならず。胡椒の取引も一時盛なりしが、漸く其の重要味を減じたるもの、如く、一九一二年爪哇の同品産出は凡そ二三八噸なりき。一九一三年爪哇より輸出せる胡椒は一四、七二〇噸なりしも其の原産地は主としてスマトラなりき。

砂糖 甘蔗は重に水田に之を植附くるものなるが、排水と灌漑とに多大の注意を要す。強制栽培は一九一一年に之を廢止し、爾來甘蔗植附面積は四倍し、糖産額は十倍するに至れり。一九一四年蔗園二〇七、八〇〇バウ、又砂糖の産出一、四五三、三八〇噸に及び、一九一六—一七年期世界糖産額一六、六八〇、〇〇〇噸に對し爪哇の寄與せる所一、六〇〇、〇〇〇噸なり。爪哇の製糖工場に於ける製糖行程は世界現存中最新式にして一英町に付約四噸の産額なるも、所要の機械は頗る高價なり。

土民はまた別にニバ又は砂糖椰子の液汁より褐色の粗糖を製出す。

茶は從來政廳の專賣に屬し主としてブレアンガー州に栽植せり。特に支那茶を栽培し來れり。雖も、現今アッサム茶及び雜種を以て之に代はらしめたり。爪哇の産茶は印度産の強度若くは優良支那種の芳香を有せざるも、其の純良なると且つ衛生的なると共に好評を博す。一九〇二年茶栽培業者に情報を與へんが爲め試験所をブオイテンツオルフに開設し且つ茶商に指導を與へんが爲め茶技術部 Tea Expert Bureau をバタビヤに創置したり。一九一三年茶樹種子監督所をタンジョン・ブリオクに置くに至りたるは、アッサムより輸入したる種子の品質粗悪に傾き易かりしが爲めなり。一九一七年の産茶は約四五、〇〇〇米突噸なりき。

煙草 歐洲の用途に充つべき品種は主として中部及び東部爪哇に之を栽植し、海拔六、〇〇〇呎の高度に及ぶも能く繁生す。植附は重に土民之を行ひ、所要の農具は低利金融銀行の扶助を以て之を購入するを得、其の所産は歐人農園之を買収す。煙草栽植者の指導上試験所を Klaten 及び Tember に設置せり。概括此煙草はスマトラ産に比し價值低廉なれども、生産費亦嵩ますして、品質甚だ均等なり。ケドウ、バスマアン、ベカロンガン、レムバン及びブレアンガー等に於て土民は *Brokko* と稱ふる粗葉の品種を栽培せるが本種は特別の注意を要せずして米と輪作するを得。其の葉は歐洲向には過小なれども、土民は之を玉蜀黍の葉片中に卷いて喫煙し或は亦之を咬用す。クロックは多く新嘉

坡に之を輸出し同地より更にボルネオ其他の蘭領東印度の諸方面へ再輸出せらる。一八九五年爪哇

より歐洲へ輸出したる煙草は九、八〇七噸なりしが、一九〇七年には三七、八九二噸に増進せり。

其他緊要ならざる産物は藤、マニラ麻及びサイザル麻の如き纖維、土民の薬膏葉と共に咬用せる檳榔子及びアカシヤの二種より採收せる皮鞣材料等なり。

(二) 畜類及び畜産物 水牛は最も普通の常用馴畜にして、耕耘及び牽引用の爲め殊に西部に於て飼養す。其の肉は生鹹兩様に食用せり。

牛は殊に中部及び東部爪哇に於て之を飼育し、特にマドウラの土民は巧手の養牛者なり。一九〇五年まで産畜の増殖は島國の激進的需要と耕地の擴張とに伴ふを得ざりしが、同年以降屠牛に制限を加へ、且つ品種は印度より犂牛の輸入によりて之を改良したり。土民は乳肉兩物を消費するに非ず、畜牛は殆ど全部牽引用に之を使用す。

山羊及び緬羊は採肉の爲め、又豚は主として支那人に賣らんが爲めに飼養す。

馬の飼育は組織的に之を行ふに非れども、土産ありて小且つ醜なるも強健にして堅忍なり。

絹爪哇に於ける桑樹の生育は濕氣の爲めに遲鈍なり。爪哇には三箇所の養蠶場ありて、Pangkajene、Lan の一箇所のみ収益を見たり。政廳は現に本業を奨励せるを以て異日一段の改善進歩一般に豫望せらる。

□ 耕 作 方 法

爪哇人は概して常時注意を要すべき作物は之を回避するの風あり。米作のみは一例外にして、古代の印度法に依れば、そは宗教的義務と見做さる。然れども土民の態度は頗る保守的にて、其の耕作法は依然として傳統的にして徒爾の方法と古風の農具とに倚頼せり。

米は *Sawah* (濕田) 若しくは *Tegal* (乾田) の兩様に之を作れり。前者は水の排給をして自由ならしむべき畦堤によりて圍繞したる平面の地所なり。傾斜地には給水の逐次滴下せん様田圃を段階式となす。此方法を以てして三、五〇〇呎の高度と雖も米作を可能ならしむ。米は雨期の初め、舊慣によれば稻穂の儘若くは更に經濟的には穀粒を以て水田に播種す。斯くて此地所は晝間之を溢水せしめ夜間に排水し、一箇月乃至六週間の後に至りて苗を移植す。爾後數日毎に米田給水の灌排を交互に繼續し、以て通例四、五月の頃たる收穫期に及ぶ。各穂は曲りたる小刀を以て手にて之を集め、堆積、乾燥したる上、穀を藁より放たん爲め之を搗き、更に水牛の牽引若くは水力の利用によれる舊式の磨機を以て除殻す。従前は土地より第二甚しきは第三回作を得るを例とし、斯くて地力の疲耗を速かならしめたり。然れども今や政廳は米作の後、馬鈴薯又は朝鮮薊の播種若くは西部爪哇に於ける如きは次期稻作まで水田を魚池に變換せんことを奨励せり。

陸田は全然降雨に倚頼す。土地は *Padang* と稱ふる舊式の耨を以て之を離解し、表面を平滑掃潔な

らめし、然る後間隔約八呎の穴中に播種す。

灌溉。は一八九五年以來政廳の管理下に之を置き、現今土木局内特設の一課之を監督す。一九一四年末爪哇マドウラに施用中に係る重要灌溉工事は二十箇所ありて、當年灌溉排水工事建設に費されたる金額六、一七七、八〇二盾なりき。爪哇に於ける灌溉地の總面積の約二一〇は永久的工事を以て給水し、七〇は永久工事施設中に係り、一七〇は施工の計畫ありて既に測定を了し、殘餘の五一〇は全く雨水に倚頼せり。爪哇の河川殊に其の北方に流るるものは、廣く之を灌溉の目的に利用す。河水は之を要すべき地域に運河を通じて供給し、其の配給は土民の任意たらしむ。給水は季節西風の際植附をなせる米田を先にし、後に季節東風の期間要すべき甘蔗園に之を施す。其の他從屬的作物に對しては水量乏しき際の如き晝夜或る時間内にのみ給水せり。

ハ 林 業

爪哇に於ける森林地帯は二、〇〇〇呎の高度に及び、一當局の所説によれば本島表面の七二〇を包括すと謂ふ。東部爪哇には脱落性樹を有せる季節風林あり。西部にはまた異常に多種類の樹林を有せる熱帯雨林あり。政廳に林務局ありて伐採其の他の規定を發布し、試験的栽培又は造林等林業一切の事務を司れり。

爪哇の森林には三百乃至四百種に亘れる木材樹あり。就中最も有價なるは主として中部及び東部

爪哇に産せる *チーク* 即ち *チーク* なり。チーク林中幾部嚴密なる監督下に私營業者に借地を許したるものおれども本來政廳に於て絶對的專賣を維持せり。本樹は多く野生なれども一面亦之を耕植し幼樹の列間、稻、煙草及び玉蜀黍を栽培す。一九一四年爪哇には總計六八六、三七三ヘクタールのチーク林ありて、内一九四、四九四ヘクタールは人工耕植に係るものなり。木材は蘭領東印度全體に亘りて、造船鐵道枕木及び家具用として廣く消費し、地方的需要増進と共に輸出減退せり。

其の他の樹木は總て之を雜材として種別す。就中最貴重なるは烏木、白檀及び *Baling* 即ち *Ho* *Wood* なり。爾餘の樹木は其の成育過速にして概ね良質の木材を成すに至らず。然れどもチーク材の價格高騰せるが爲め各種の用途に雜材を以て代ふるの止むなき状態にあり。雜材は主としてブレア *Ngari* 州に於て之を伐採すと雖も、元來同地の林業は既往輸送不便の故を以て阻礙せられたり。土民は竹材を以て凡百の用途に充て、又海岸に所在せるマングロヴ林よりは薪木及び鞣皮用樹皮を採收す。

二 土地 享有

爪哇に於ける土地は大部分官有に屬し、數箇所の農園ありて歐洲人若くは支那人の所有に屬せり。土民間には共同土地所有法慣用せらる。土人は自己の家屋を建設したる土地を其の私有財産とし

て所有し、三、四乃至五箇年毎に自己及び家族の生計を立つるの資たる田畑を村長より申受く。然れども此の制度たるや甚だ良好ならず、蓋し何人も聽て他人の手に移るべき田野に興味を懐かざるが上に而かも村長など自己の縁者に最良の土地を興ふるの惡風あり。和蘭政廳は土民の支那人若くは歐洲人の投機者流によりて其の土地を奪取せらるゝを防がんが爲め最善の努力を怠らず。

Alat 即ち土着の法律にして其の基準を土民の宗教、習慣及び法規に置けるもの一般に適用せられ、和蘭の民商兩法は *Alat* の不備なる場合にのみ之を適用せり。

三 漁 業

深海沿岸及び河川の漁業一般に行はれ、且つ爪哇の北海岸、殊に本島の東部に於ては一帶に亘りて養殖の目的を以て海水の魚池あり。爪哇全島に於ける總計約七八、〇〇〇バウの魚池中スラバヤ州管内に四七、〇〇〇バウを有せり。深海漁業奨励の爲め金融の便宜を計り、必要と認めらるべき各所には「漁業銀行」を設置す。政廳は鹽の專賣を有するを以て魚類保藏の爲めには廉價を以て之を供給せり。

魚族豊富にして、各種概ね食用に適す。土民は生魚の儘にて多量を消費すれども、乾魚の幾分は之を輸出するを例とす。然れども一九一四年蘭領東印度へ乾鹽兩様四三、七二五噸の輸入を必要と

したり。

海參即ち *Beche de mer* は沿岸之を漁獲し、支那へ輸出す。蠔カキ及び鼈カメの甲も亦採集せり。

四 鑛 業

爪哇マドウラはスマトラ及びボルネオに比し鑛産物甚だ乏し。

石炭 は一八二九年 *Winkloops* 灣附近 *Brijal* の原野に之を發見したりしかど、品質劣等にして未だ嘗て之れが經營に力を致したることなし。

銅 は重にマデオンに於て之を發見し、又ブレアンガーの高地に現はるれども、之れ亦未だ科學的の採掘をなさず。島内多量の銅を包藏する所なきものゝ如し。

金 の痕跡は多少之を發見したることあるも、金鑛山を有せず。

沃度 は多數の温泉地殊にスラバヤ州に於て之を採收し、一九一三年沃化銅の輸出約五八噸を示せり。

滿佈鑛 約四七噸を一九〇七年シヨクヤカルタに產出した。南海岸の砂地に滿佈其の他の鑛石に對し數多の試掘特許を下附したるも從來其の產出云ふに足らず。然れども一九一八年此の種鑛藏の豊富なる旨政廳官吏の確證を得たるやに報告せられたり。

大理石 はケデリーの *Wakaya* に於て採收せるが、白耳義及び和蘭専門家の所説によれば、品質堅硬にして、伊太利白耳義佛蘭西產の優良品に匹敵すと謂ふ。主として床石に使用せり。

水銀はスマラン州 *Tehak* 低地の河時に於ける水田の粘土中に微細なる分子として之を發見す。

石油 爪哇に於ける産油の中心地は東北に位せるスラバヤ及びレムバンの二州なり。戦前兩地の年産額は各約三五、〇〇〇及び七三、〇〇〇噸なりき。マドウラの産額亦益々重きを加ふ。油坑は通例加奈陀式に據りて沈下すれども、時に或は洗滌式穿坑法を適用することあり。爪哇の最深油井は約一、〇〇〇米突(三、二八〇呎)の深度を有せり。爪哇油は概ね比重低く、ベンジン及び燈油の含量高し。ケロシン其の主産物にして、副産物にはベンジン、液體燃料、滅擦油、アスフォルト、パラフィン蠟及び *Turpene* あり。液體燃料は精糖工場にて之を使用し、且つ船舶に對する供給用のものはタンジョン・プリオク並にスラバヤに之を貯藏す。加軟油即ち黃麻工業上加軟作業に用ゆるものは英領印度へ輸出せり。アスファルト及びパラフィン蠟は爪哇に於て販賣し、後者は更紗工業に用ふ。ターピンはターペンタイン油の代用品となる。

名義上、蘭領東印度に於ける石油の購買、製造、運輸及び配給上の最高權能は一八九〇年創立に係る *Koninklijke Petroleum Maatschappij* に所屬せるが、同社は倫敦の *Shell Transport and Trading Company* と密接なる關係を有せり。原油の採取の產品の製造は一九〇七年創立の *Datavische Petroleum*

Royleum Maatschappij 之に従事せり。當社の爪哇に於ける精油工場は Tjebu (Remlang)-Wonokromo (Surabaya) 及びスマランに所在し、且つ其の島内特許區域は二四五、〇〇〇英町に亘れり。石油の船積は Anglo-Saxon Petroleum Company 之を支配し、蘭領東印度以外の配給は亞細亞石油會社、又領内は Dordtsche Petroleum Maatschappij 之を司れり。

鹽は政廳の專賣品たり。鹽泉は爪哇の到處に所在し、クラソンの Triampel に在るものは殆ど鹽分三割を含有せる鹹水を産す。土民は大釜若くは水槽を以て鹽を蒸發製造し、産額の割合によりて特許料を納入す。マドウラに於ては歐洲式によりて政廳製鹽を行ひ、且つ塊鹽製産の爲めに二箇の工場あり。

硫黃 一九一三年硫黃の生産額は一、二二六噸にして、前二箇年は各八七五及び三〇五噸なりき。ウオルフラムも亦少許之を發見す。

鑛業法 蘭領東印度に於ける全下壤の所有權は政廳に屬し、私營の採掘に對しては先づ試掘の特許繼いで鑛業權の特許申請を必要とす。石油の場合を除き試掘の特許は所定の期間蘭領東印度に永住する和蘭人若くは外國人に之を附與す。第一期には三箇年間のみにして、爾後最長更に二箇年を延長するを得べし。鑛業權の特許せらるゝは、採掘の目的たる鑛物にして試掘特許の附與せられたる面積の範圍以内に存在する場合、及び之が採掘にして技術上實行し得らるべき場合に限り。

作業は第一年中に開始さるべきものにして、鑛業權は七十五箇年を定期とし無限に之が延長を申請することを得。

採掘特許の區域に對しては一ヘクタールに付五〇仙即ち一英町に付四片強の一定税、及び鑛山總産額に對し四割の特許料を課す。試掘の特許税は年額一ヘクタールに付五仙、即ち一英町に付七片弱なり。試掘上得たる鑛物は各品一定の最高指定數量に達するまでは隨意に特許人之を處分することを得れども、爾餘の數量に對しては總産四割の特許料を納むべきものとせり。

石油の試掘免許及び其の採掘權は和蘭若くは蘭領東印度に永住せる和蘭臣民、又は同兩地に於て和蘭の法律に準據して創立せられたる會社にのみ之を附與す。試掘免許は一〇〇英町に付一盾の年税を納め繼續三箇年の期限を以て下附す。一筆最高の面積は二五、〇〇〇英町なれども、數筆を同時に申請することを得。試掘者の掘當てたる石油量にして商業上有價值なることを立證するを得たるるとき初めて採掘權を附與し、各採掘權の面積は一〇、〇〇〇英町を超過せず、且つ同面積は全部同一筆の試掘免許の地域内に在るを要す。採掘權の期限は七十五箇年と定むるを例とせり。

五 製 造 業

主要なる土民の工業は「書き更紗」業(Batik)、即ち歐洲より輸入したる白麻布に色模様を染着する

にあり。該織布を幾多の染料液中に浸す。但し浸浴の際圖案の異なる部分には稀薄なる蠟の塗覆を施し以て異色の感染を防ぐ。製品は地方的に、亦英領印度及び馬來半島に之を販賣せり。此目的の爲めに白麻布の輸入は年額凡そ三〇、〇〇〇、〇〇〇盾に達するを例としたるも、歐洲より輸入の型更紗益氣受良好なるを以て本業は漸次衰退の傾向あり。

歐洲人にして輸出業に従事せる者を傭主として之れ等の人々の爲めに土民は其の自宅に於て竹材の帽子を製造す。其他、陶器及び籠、銅器、又馬來刀劍の鍛鍊飾作等に従ふものあれども、此種小工藝は商業的重要味を有せず。

爪哇の製造工場たるや、農産物即ち米、植物油、砂糖並に罐詰蔬菜等に關係ある物のみならず、亦機械類、洋灰、瓦、氷、鹽水、酒精等を製造す。戰爭に基因し物資の不足を感じたるが爲めに爪哇製造業者の活動は大に其の範圍を擴め、糖業に必須なる大機械及び化學工業品の如き初めて本島内に之れが製作を見るに至りたり。多數の發動機船、艇船及び土着帆船の建造亦行はれ、更に近時大鐵製汽船の建造に對する目論見あり。島内産出の鞣皮は輸入品に優りて之を廉賣するの利點あるを以て皮革業も益々之を重んずるに至れり。

六 動力

試験的に之を行ひたる以外、水力電氣の装置は未だ其の應用開始せられざれども、パタビヤ及びバンドン間鐵道の電化計畫中にして、近き將來にブレアングー高地に於ては水電装置の發展迅速なるべしと豫想せらる。

第六 商業

一 對内

イ 商業の主要分類

大口の貿易は蘭領東印度全體に對する集散の中心地たるパタビヤ、スラバヤ及びスマランに於て歐洲人によりて行はれ、小賣商業は支那人及び亞拉比亞人の手中にあり。支那人は勤勉且つ有爲の創業者にして、其の仲介商としての活動は爪哇經濟界に重きをなす。支那商人は本舖をパタビヤ、スラバヤ及びスマランに有し、代理者を島内各地に派遣し、以て輸入物品買入を土民に勸奨し、且つ農民へは作物代償を目的として資金を融通し、斯くて償還の農産品は諸港にある歐洲人輸出商に之を賣込む。

□ 都市 市場

パタビヤ、チエリボン、スマラン及びスラバヤの主要集散中心地の外、到處に物資の市場を有し、地方の一小村落^{アラム}Aloun^{アラム}と稱へて、市場として利用せる一小公開地を具備す。パタビヤは茶の主要市場なると共に、バンカ島産出の錫も亦同市に於て之を公競賣に附せり。

ハ 商業改善の機關

パタビヤ、スラバヤ及びスマランには商業會議所ありて各七名の議員を以て成り、商業に關する政廳の諮問に應ず。一九一〇年農務省の分體として、商工務省を設置し、統計市況報告及び定期印刷物を公刊せり。

一九〇一年政廳の公認を経て支那人貿易協會をパタビヤ及びスラバヤに發會したりしが、貿易上紛議等の解決に對し有用なる任務を遂行すと謂ふ。

ニ 外 人 事 業

諸港市に在る商社は主として和蘭人の經營なるも、別に獨、伊及び英國人のものありて、英人は概ね綿製品を取扱ふ。戰前蘭人を除けば獨人最大の歐人團體を形成し、蘭領東印度に於ける地歩を甚大に強めたり。

日本人は歐羅巴人の格式を有すと雖も、別派の人種たるを免がれず。日人の活動は戰前の數箇年

注目に値すべきものあり、然かも戰時中其の努力たるや倍進の盛況を見るに至れり。一九一六年商況視察の爲め一大日人團の蘭領東印度を訪へるものありき。パタビヤ及びスラバヤに於ける日人店舗は玩具、皮革製品、模金品、織物、女帽子類及び鐵器等、各種歐洲産品の日本模造物を以て蓄積せり。一九一七年以降日本商家は従前に比し其の製品の品質に對し各方面とも一段の注意を拂ふに至れりと傳ふ。

日本東京の或る實業家より成れるシンヂケートによりて、最近資本金六、〇〇〇、〇〇〇圓（六〇〇、〇〇〇磅強）、株數一二〇、〇〇〇、内一〇〇、〇〇〇は發起人にて引受け、爾餘を公募に附し以て太平洋製糖會社を創設せり。従來和蘭人の經營せる製糖工場を買收せんが爲め新設したるものなるが故に和蘭政廳に於ても同社を特に支持せるものゝ如し。

臺灣銀行は一九一五年スラバヤに、又一九一八年パタビヤに支店を開設せり。一九一七年同銀行を首動者とせるシンヂケートに於てスケレジョ製糖場を二、〇〇〇、〇〇〇盾にて買收したりしが、此價格は實際の倍額以上なりと傳ふ。一九一八年三井物産會社は爪哇に滿俺城獲得の計畫ありき。

支那人は貿易上頗る活躍し、爪哇に於ける支那人の財産額は一六、〇〇〇、〇〇〇磅以上なりと推定せらる。

二 對 外

蘭領東印度の貿易統計は浩漭なれども複雑なり。政廳は爪哇及びマドゥラを一單位とし、植民地の爾餘を外領地なる名稱の下に他の單位として取扱ふ。然れども外領地よりの産物の多くは爪哇諸港に於て積替を爲すが故に爪哇の計數に影響す。

イ 輸 出

數量及價額 爪哇及びマドゥラの輸出貿易は戰前堅實に増進の勢を示し、其の價額は一九〇〇年の一五七、一四五、〇〇〇盾より一九一〇年に二五九、〇一〇、〇〇〇盾又一九一四年に三三五、六八二、〇〇〇盾に騰り、戰時中には計數更に増大せるも、そは一部價格の昂騰に基因したり。

一九一三年爪哇及びマドゥラよりの主要輸出は左の如し、(價額の數字は僅に少數の物に對してのみ之を得たり)。

價額によれるもの	單位 盾
キヤツサグア産物	九、〇九九、〇〇〇
獸 皮	九、二二六、〇〇〇
カホツク	六、五九四、〇〇〇
他纖維類	五、四五九、〇〇〇
胡椒	一〇、三九七、〇〇〇

數量によれるもの	單位 噸
米 籾	七、二六七、〇〇〇
規 那 皮	九、三一一
珈 琲	二、〇六九
コ プ ラ	二八、三三三
落 花 生	七七、八〇〇
タ マ ル ゴ ム	一七、一〇〇
イ ン ギ コ	四、〇五一
豆 蔻 花	四一
玉 蜀 黍	四九
肉 豆 蔻	四九、〇〇〇
苧 麻	一五一
石 炭 油	二一、〇七〇
護 膜 油	二〇七、一三五
砂 糖	二、五一七
茶	一、二五二、四二八
錫	二八、八八五
煙 草	一七、三五〇
藥 規 尼 澄	一三三、七三六
草	一、九四七、四五〇

仕向國 平時爪哇産糖の三三%以上は英領印度に仕向けらる。一九一三年には輸出糖仕向割は約七六%英領諸國、二三%支那及び日本、殘一%和蘭なりき。一九一四年には獨逸甜菜糖の不足補給の爲め英國によりて莫大の買附を見たりしも、此の需要は當一時的に過ずして船腹供給の利便減退し且つ英國に於て、より近接の給源を發見するに至るや多量の砂糖は生産者及び商人の手元に殘存せり。戰前爪哇茶は主として和蘭及び英國に之を仕向け、一面また露國に於ける需要増進を示せしが、一九一七年に至りては重に合衆國、露國及び濠洲に向つて輸出したり。護謨の大部分は英國及び和蘭にて之を引受くるを例とせしも、戰時中合衆國之れが一大購買者となり、一九一五年には三、三四二米突噸、一九一六年九、〇〇二噸及び一九一七年には總輸出高一八、九五九噸の内一四、九五六噸にも及びたり。パンカ、ピリトン兩島よりの錫は、之をバタビヤに於て積替へ主として和蘭、また佛、澳、英の諸國へ仕向けられたり。尙は落花生、檳榔子及び胡麻は一九一五年より一九一七年まで大部分新嘉坡に之を送れり。カボック種子は以前其の大部を英國にて買付たれども一九一七年には主として和蘭に仕向けたり。コブラは一九一五年殆ど全部和蘭に送られ、椰子油も亦全部同國に向け、煙草も亦主として和蘭に赴きたり。

一般輸出に關し留意すべき點は、和蘭に向つて輸出せる物資の多數は獨逸の消費を目的としたること之れなり。大戰の齎らせる一結果は爪哇及び合衆國間貿易の一大増進にして、同國への輸出額

一九一四年には一〇、〇〇〇、〇〇〇盾、一九一五年二六、〇〇〇、〇〇〇盾及び一九一六年には六八、〇〇〇、〇〇〇盾を算したるが、其の主因は海運の關係なりき。

輸 入

數量及び價額 戰前爪哇の輸入貿易は堅實に増進の勢を示し、一八九五年より一九一三年に至りて三倍以上に達したり。一九一八年發表の爪哇官憲の統計を基礎としたる報告により一九一三年乃至一九一六年の輸入を見るに左の如し。

年 次	單位 盾
一九一三年	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一九一四年	二六二、〇〇〇、〇〇〇
一九一五年	二五九、〇〇〇、〇〇〇
一九一六年	二八七、〇〇〇、〇〇〇

尙は一九一五年爪哇及びマドウラへの重要なる輸入左の如し。

價額によれるもの	單位 盾
棉 製 品	五六、一六一、〇〇〇
紙	八四七、〇〇〇
絹 製 品	一、八〇八、〇〇〇
石 鹼	一、三七七、〇〇〇
毛 製 品	六三八、〇〇〇

數量によれるもの

硫酸安母尼亞	噸	一〇六、七五一
麥酒	リットル噸	三、四五九
バター	噸	一、六六七
洋灰	噸	五〇三、〇五五
色素	噸	二、九九二
銅	噸	三〇一、六八三
魚(保蔵)	噸	一、九九六
棉織及履機織板	同	四六、三一六
乳(コンダンスト其他)	リットル噸	五、三七八
樹 脂	噸	六、七六一
米(購買、運羅及西貢)	同	三三三、三二六
洋 釘	噸	一八一、四六二

原産國 輸入品にして和蘭を經由したるもの、大部分は獨逸の原産なり。織物は主として英國及び和蘭より來り、米は英領印度、印度支那及び暹羅よりせり。三十年以前の頃には多數の工場に對し多大の必要を感じたる機械の供給は殆ど全部英國の掌中にありしも、同國の製造者は増大せる需要に應ずる能はざるに至り、一九一四年には蘭領東印度に於ける糖業に對する機械の供給に従へる三十五の獨逸商社ありき。然れども今日猶此の市場を再握するの可能性は存在せり。現に米國機械業者は蘭印に於ける貿易上大に活躍を試み、戰時中の如き合衆國よりの輸入堅實に増進し、一九一

四年の價額六、〇〇〇、〇〇〇盾、一九一五年一一、〇〇〇、〇〇〇盾、及び一九一六年二五、〇〇〇、〇〇〇なりき。此の發展たる大に注目を値す。合衆國の供給せる主要物資は自動車及び附屬品、石油、及鋼製品、機械及び機具並に鋳力板なりき。戰時中日本は爪哇市場に於ける其の位地を發展せんことに極力努めたり。日本よりの輸入品價額は一九〇二年約五七、〇〇〇磅、一九〇五年二〇〇、〇〇〇磅一九一三年五六〇、〇〇〇磅及び一九一六年一、七七八、〇〇〇磅なり。其の供給したる物品は主として、燐寸、下級綿布、硝子及び硝子器、自動車タイヤ、衣布及び小間物類より成れり。尙ほ傳ふる所によれば爪哇市場に於ける獨逸産陶器は全然日本品之れに代り、然かも獨逸品の従前收得したる價格以上を以て賣行を見たりと謂ふ。濠洲爪哇間の貿易は戰前一進一退の情況にありしも、大體に於て其の前途は有望なるもの、如し。

ハ 税關及び關稅

蘭領東印度には特定稅率の制なく、和蘭本國よりする輸入と雖も諸他の國々よりせるものと同様なり。政廳の輸入品、鐵及鋼製品、機械、其の他多數の物品中無稅のものあり。綿製品、木造品、及び銃器は從價稅六%、諸染料八%及び自動車、紙等は一〇%を徵す。

輸出稅は少數の物品に對して之を課す。島内市場用にあらざる未製の煙草に對しては一〇〇斤に付一盾、錫は一〇〇斤に付三五〇盾、獸皮は從價二%、鳥巢六%、石油ペンジン及びガソリンは一ハ

クトリツトルに付三仙を徴せり。

第七財 政

一 領土財政

蘭領東印度に對する豫算は總督假りに之を編成し、本國政府に回附し、最後に聯邦議會之を裁決す。一九〇五年母國は蘭領東印度の有期債務を繼承し、其の償還の爲めに四〇、〇〇〇、〇〇〇盾の公債を募りたり。一九一五年法律を以て東印度の財政獨立を設定し、當領最初の公債六二、五〇〇、〇〇〇盾を起せり。

歲入 蘭領東印度の歲入は戰前累年増進の勢にありて、一九〇七年總收入は一八五、〇〇〇、〇〇〇盾、一九一〇年二二一、〇〇〇、〇〇〇盾及び一九一三年三二一、〇〇〇、〇〇〇盾に達せり。歲入の要源は即ち徵稅、政廳產物の賣上、政廳專賣の利益、及び公設物よりの收入等なり。一九一三年に於ける歲入の左記内譯を一覽せば各項より來れる年收額を知るに足らん。

歲入項目
單位千盾
直接稅

所得稅	一〇、九九八
地租	二一、三七五
動產稅	一、五二八
人頭稅	五、五八八
營業稅	七、三六二
不動產稅	三、一六八
諸稅	九七二
間接稅	
獸肉稅	二、三二九
關稅	二七、九三二
消費稅	一一、七九七
借地稅	二、五六二
外領地特別稅	三、三六五
印紙其他	三、七六九
諸稅	一四二
政廳產物賣上	五七、八三三
政廳專賣收入	六一、七六〇
公設物其他	
土地建物特許	二、〇四七
港稅	一、七三八
郵便電信電話	六、八五七

政廳產物よりせる歳入の大部分は錫の賣上より成るものにして、一九一三年の同額四一、二〇五、〇〇〇盾に達したり。尙ほ歳入總額中頗る實質的なる政廳專賣の最要なるものは即ち鹽及び阿片より來れるものなり。

鹽專賣はセレベス、モルツカス諸島、小スンダ諸島及びニウ・ギニアを除きたる東印度諸島全體に亘れるものにして、生産販賣又必要の場合に於ける輸入の管理を包括す。ボルネオ及びスマトラの大部に於ける土民の製鹽は之を禁せり。政廳は主としてマドウラに在る大鹽田より海水蒸發によりて製鹽の供給を受け、一九一四年其の管理下に屬したる鹽田四、四三九箇所、年産總額一一四、一二六コーヤン（一コーヤンは一、八五〇斤）なりき。鹽は先づ政廳の倉庫に之を貯藏し、土民又は歐洲人之が小賣をなす。現今島内の需給充分なれども、一九一四年の如き政廳は重に埃及、アデン及びシリーより大量二〇、〇〇〇噸の輸入を必要とせり。爪哇マドウラに於ては優良食鹽を除き民間の輸入は之を禁せり。然れどもスマトラ及びボルネオには港によりて納税の上民間の輸入を許可することとせり。

官鹽の價格は多大の等差ありて、爪哇の通率一擔六七二盾なるに、ボルネオの Long Iram にては

八九六盾の高價を稱せり。鹽魚用の外他の用途に適せざるものは一擔二盾にて之を得べし。鹽は概ね粒狀を以て賣買すれども、マドウラには塊鹽製出の工場二箇所を有せり。之れが販路は爪哇マドウラを主とす。

阿片專賣の爪哇マドウラに實施せられたるは一八九四年なりしが、一九一三年に至り、阿片輸入を絶対に禁止せるターナテ州を除くの外、之を東印度全土に及ぼせり。政廳にてはターナテ町及びラプハ（パチャン）に於て數箇所の阿片貯藏所を開設せり。當藥品の消費に關しては緻密なる規定の實施さるゝありて、其の荷造及び販賣等は官邊自ら之を行ひ以て、私人の本取引に染手することを防止せり。

理論上阿片の消費は爪哇マドウラ、ロムボク及び其の他蘭印各地に亘りて一切之を禁止せりと雖も、特許狀の所持者に對しては阿片の所有を差許せり。然れども此の特許狀は土民又は或る特定の人々に對しては之を下附せざる場合多し。マカツサー及びバダンの如き數箇の邑地又アチエー、タバヌリ及びスマトラ東海岸、若くはニヤス、バリ、及びスマバワの諸島等に於ては其の消費全く自由無制限なり。同品の普及を減殺するの目的を以て、阿片の價格は蘭印各地一帯に亘りて之を高めたり。和蘭に於て阿片賣買全廢の爲め有力なる運動行はれたりしも、既に同品の慣用者にして若し之を奪はるゝに至らば却つて酒精其の他の代用品を希求するの外なかるべき旨を以て論難せられた

り。一時政廳にてバンカ島に阿片の輸入を禁止したる場合の如き同錫嶺山に使役したる二五、〇〇〇の支那苦力が該禁輸の撤廢を見るまで同盟罷工したる事實あり。

一九一四年阿片專賣總收入は三四、九八七、〇〇〇盾にして密輸入防止の爲め、海陸に於ける警察監視を含みたる經費は八、九八七、〇〇〇盾を要し、純收二六、〇〇〇、〇〇〇盾に達したり。

歳出。新たに諸般の國營事業を起し、且つ從來土着の管理に委ねたる數多の地方を直轄區域たらしめ、爲めに戰前數箇年中、經常歳費は漸次増進を示し、一九〇七年經常歳出一六八、〇〇〇、〇〇〇盾、一九一〇年二一三、〇〇〇、〇〇〇盾、及び一九一三年二八七、〇〇〇、〇〇〇盾に達し、各年總支出一七三、〇〇〇、〇〇〇盾、二二一、〇〇〇、〇〇〇盾及び三二七、〇〇〇、〇〇〇盾に上れり。左表は一九一三年支出の内譯を示す。單位千盾、

一般政費	一、三七七
司法	八、九八〇
財務	六四、一八七
内務	三四、五五三
教育其他	一九、六五五
農工商務	一一、一五四
土木	三六、九五九
官業	八六、四九八

軍 務	四〇、二五二
海 事	一八、二〇一
地方州政	五、二五七

税制。蘭領東印度に於ける最要直税は所得税、動産税、人頭税、地租、營業税、及び不動産税なり。就中地租を以て最も有利なりとす。直税より生ずる歳入の最大寄與者は爪哇マドウラなり。

所得税。は漸次其の重要味を加へ、一九一七年には一八、二〇〇、〇〇〇盾に上れり。本税は歐洲人及び同等の權利を享有する者に對し、私設又は公設會社若くは商事組合、竝に個人の商人若くは専門的職業に従ふ者に之を賦課す。

動産税。は家屋賃貸價格の五%及び家具價格の二%を歐洲人又は同等の權利を享有する者、竝に他の東洋人に對して之を課す。馬匹、自轉車、馬車及び自動車も亦徵税せらる。

人頭税。即ち服役の代償金は蘭領東印度一帯に亘りて強制勞務の漸次撤廢せらるゝと共に益々收額を増加し、一九一七年の推算九、三二〇、〇〇〇盾に及べり。

地租。は爪哇マドウラに於ける土地其の物に對する租税の外、更に南及び東部ボルネオ、セレベス、バリ、及びロムボクに於て米穀に賦課せる十分一税の如き、又爪哇の魚池税並にセレベス及びスマトラに於ける鳥巢又は肥料の採集に對する課税等を包括するに適用せる税目なり。爪哇の農地

は其の價値に據りて級別し、税率にはパウ當り二五仙より二〇盾までの差異あり。灌漑米田サウリ即ち水田に對しては産米の一定量を控除し、殘餘生産高の八〇乃至二〇〇を課税す。

營業稅 は土民にのみ之を賦課し、且つ總て地租を納めざる者に之を適用す。現今該稅は官職にある者又は宗教上の教職にある者の俸給を除き、殆ど全收入に對して之を割賦せり。外領にては他東洋人にして政廳の直轄下にある場合本稅を課せらる。

不動產稅 は不動產に之を課するものにして、若し一八一一年一六六年英國治下時代よりの特許若くは割賦によりて保有せる土地なるときは借地價格の一〇、又若し一八七二年の勅令其他に基き和蘭政廳によりて土地所有を特許せられたるものなるときは借地價格の一〇を徵せり。王有地及び宗門、科學又は慈善的施設に所屬せる土地等の如きは之を免稅す。

蘭領東印度全般に亘りて適用せらるべき一般稅の外、州により諸種の特別稅あり、例之セレベスに於ける如き、政廳より無料にて田畑の貸附を受けたる土民は *Landless* と稱へ作物の三分の一に當れる年貢を納む。一九一四年一月一日に至り商業、手藝又は工業より生ずる所得に對し別箇の營業稅を徵することとなりしが、本稅の實施は爪哇マドゥラを除きたる全諸州に亘り、普通營業稅を納めざる者に對して之を賦課し、且つ之を以て人頭稅及び同種の負擔に代はらしめんとするものなり。

諸間接稅中消費稅は注意に値す。本稅は燐寸、煙草、石油及び植民地製酒精飲料に對してのみ之を

課するも、ボルネオに限り或る種輸入煙草に對する特別の稅制あり。

徵收請負稅は當今歲入の一小部分を形成するに過ぎず、蓋し政廳の方針として租稅徵收は全部其直轄下に之を置かんとすればなり。然れども爪哇並に外領の諸所共に歲入たる或る種の稅源即ち橋梁及び渡船場の通行料、又質舖若くは賭博場開設又は鳥巢採集に對する特許料の如きは今猶之が徵收を請負はしむ。牛馬豚の屠殺に對する屠肉稅は爪哇及び外領の幾部に於て之を直收し又外領中の幾部に於ては之が徵收を請負となす。

二 通 貨

蘭領東印度は和蘭の通貨を用ふ。當植民地に對する特種の鑄貨及び紙幣あり。爾他の貨幣は之を許さず。爪哇銀行は五、一〇、二五、五〇、二〇〇、三〇〇、五〇〇及一、〇〇〇盾に對する紙幣を發行す。

三 銀 行

蘭領東印度の主要銀行は爪哇銀行 *Javasche Bank* にして、一八二八年の設立に係り、和蘭政府之を監督し、六、〇〇〇、〇〇〇盾の資本金を擁す。一九一五年三月に於ける流通紙幣一八、〇〇〇、

〇〇〇盾を有したり。法令に依り、該銀行は未拂短期爲替手形及び預金の貸方勘定に加ふるに流通紙幣價額の少くとも四〇〇に達せる正金準備を有せざるべからず。本準備金の四分の三は當植民地内に預託し、同時に一半は蘭領東印度の法貨たらざるべからず。本店をバタビヤに有し、爪哇内支店はスマラン、スラバヤ、チエリボン、ジョヤカルタ、スラカルタ及びバンドンに所在す。

爪哇に於ける其の他の銀行中にて、單に普通の銀行業務を取扱へるものは *Nederlandsch-Indische Escompto Maatschappij* 及び *Chartered Bank of India, Australia and China* 並びに *Hongkong and Shanghai Banking Corporation* 兩銀行の代理店あるのみ爾他 *Nederlandsche Handelmaatschappij* 及び *Nederlandsch-Indische Handelsbank* の如きは農業上の金融をも取扱へり。更に爾餘は作物銀行たるに過ぎず。

Nederlandsche Handelmaatschappij は一八二四年の創立に係り。幾多轉變の後一九一三年に至りて其の株式資本を七五、〇〇〇、〇〇〇盾に増加し、内五五、〇〇〇、〇〇〇盾は一九一六年に拂込済となれり。一九一四年に對して發表したる配當率は八〇なりき。一八三〇—一五九年強制栽培時代當社は官産物積送及び販賣の委託を受け、蘭領東印度政廳に歳費の用途を行ひ、且つ産物の委託販賣を擔任したりしが、一八七四年銀行業を開始し、現今にては大規模の下に諸般の金融取引を營む。本店をバタビヤに置き、爪哇内一箇所の支店を有せり。同社は蘭領東印度到處に「商館」^{ワタビヤ}として知らる。

一九一四年三七箇所の製糖工場に財政的關係を有し、就中一六の工場は全然其の支配下にありき。同年當社の東亞に於ける預金其他取引金額は一、六六八、〇〇〇、〇〇〇盾を算したり。

Nederlandsch-Indische Escompto Maatschappij は一八五八年拂込済資本金五〇〇、〇〇〇盾を以て營業を開始せり同社の外國爲替取引は一九〇一年獨立代理店のアムステルダムに設置せらるゝに至り初て重要味を加へ、一九一四年末蘭領東印度内九箇所の代理店を有したり。一九一七年の配當は八^分の^一なりき同社は最廣義に於ける仲介業を營み、他社の爲めに出納の事務を擔當せり。同社は長期に亘りて資金を固定せざる種類の取引を撰む。一九一五年準備金額二、〇二五、四一七盾に達したり。

Nederlandsch-Indische Handelsbank は一、五〇〇、〇〇〇盾の資本金を以て一八六三年に設立し、元來農業貸附銀行なりき。一八八四年の砂糖不況殆ど同社を破産に瀕せしめしが、*Nederlandsch-Indische Landbouw Maatschappij* なる新社名の下に改設を行ひ以て漸く自ら救ふを得たりしが、同社の株は實際上銀行の保有に屬せり。爾來同銀行は漸次隆盛を見るに至れり。

Unie Bank voor Nederland en Kolonien は一九一四年五、〇〇〇、〇〇〇盾の公稱資本金を以て創立したりしが、内一、〇〇〇、〇〇〇盾の株式を發行し、一九一五年全部之が拂込を了せり。本社の營業は或は個人の財産を管理し或は又シンデケート其他合同事業に關係を結べる等多岐に亘れり。

Nederlandsch-Indische Hypotheek Bank は一八九一年五〇〇、〇〇〇盾の株式資本金を以て一八九一年バタビヤに設立し、又 Nederlandsch-Indische Effecten en Prolongatie Bank は一九一二年の設立にして五、〇〇〇、〇〇〇盾の公稱資本金とし、内一、〇〇〇、〇〇〇盾を發行し、一九一四年同額の拂込を済了せり。以上二銀行設立の目的は蘭領東印度に所在せる不動産を擔保として資金貸附を爲すにあり。

株式會社臺灣銀行(日本の會社)は一九一五年スラバヤ、又一九一八年一月一日バタビヤに支店を開設せり。Mercantile Bank of India 及び Banque de l'Indo-Chine は爪哇に代理店を設置し、American International Banking Corporation は一九一八年バタビヤに支店を開設せり。

對土民銀行 土民の産業及び農業獎勵の爲め、政廳は全植民地に亘りて幾多の金融機關を設置せり。一九一四年其の維持監督並に必要に應じ各小銀行の補助を合したる經費一、二九六、一七四盾を計上せり。目下同施設中の首位にあるは Centrale Kas 即ち中央金融銀行にして、小金融銀行を監督せんが爲め一九一三年バタビヤに設置せるものなり。同銀行は營利會社にあらずして、土民の福利を進めんが爲め別途に振當たる特別資金を政廳より之れに依託せるものなり。同銀行の經營には、總督の任命に係る委員を以て組織したる監査會の補助の下に一文官をして之に當らしむ。就業者の報酬は銀行の負擔にして、政廳之に關與せず。

一九一四年末に於ける中央金融銀行の資本金は二、八七五、二五〇盾に上り、國庫貸附金に對する同年度の利率は三・二二〇と定めたり。現時政廳の直接地方銀行に補助を與ふる場合は單に中央金融銀行の貸附權能を有せざる範圍即ち外國畜牛の輸入、又は外領地に於ける爪哇移住民の移植等の如き目的に對してのみなり。中央金融銀行の監督せる金融機關を之れが重要順によりて擧ぐれば州立、區立又は地方銀行、村立金融銀行及び村立米穀銀行等なり。

州立區立又は地方銀行 は營利會社として經營するものにあらず。隨つて政廳は必要に應じ隨時之を補助せり。爪哇に於て此の種各銀行は其の所屬せる政治的區轄若くは地方別によりて其の營業を制限せらるゝと雖も、外領に於ては其の範圍時に或は全州に及ぶことあり。中には支店を有するものあり。歐洲人若くは土人より成れる重役は皆無報酬にして、結局は預金者及び借主を以て悉く之れが委員たらしめんことを期すと謂ふ。此種銀行は生産業、商業、漁業、土地又は收穫物の擔保請戻、及び住宅の建造等に金融をなす。貸附の利率は一・二〇乃至一・八〇にして、三月乃至十二箇月定期預金の利率は四乃至六〇、又當座貯蓄に對しては三乃至四〇の利息を支拂ふ。此の種銀行は他に資本金の出所を有せざるが故に、速に纏りたる準備金を得んことに努む。

村立金融銀行 は年利二四乃至三〇の割を以て土民に小額の貸付を行ふ。此の利率は一見頗る過重なるが如きも元金の一〇盾を超ふるは稀なるを以て實際は不當と云ふ可らず。此の種銀行中借

主をして、其の債務及び金利は別として、外に一定の金額を預入せしむることありて、そは豫告の上拂戻すこととせり。村立金融銀行の資金吸集は米穀銀行及び村政團體によれる預金を以て之に充て、且つ必要に應じ區立銀行より借入るゝを常とし、通常區立銀行と當座取引を有せり。

村立米穀銀行は全然單獨團體若くは諸村合同を以て之を經營す。此の種銀行の目的は土民に對する種米の供給を安固ならしめ、且つ飢饉の災厄に備ふるにあり。米穀を貸附け五割の利息にて次期の收穫を以て償却せしむ。必要の場合政廳は無利息にて銀行に米穀を支給することあれども、通例は一定の利子を徴して其の債務を償還せしむ。斯くて其の債務を償却したる銀行は其の借主に對する利息を五割以下に低減するを得べし。事實上銀行は戰前皆其の利率を引下ぐることを得たり。土民に對する貸附及び之れが返済は米穀を以てす。米穀の一定量は例年之を賣却し以て其の經常費を辨じ、且つ準備金として貯ふ。斯の如く土民は隨時銀行より米を借受け得るが故に、貪慾なる商人の乗ずる所となり、之れに貸附を仰ぎ以て、次期收穫を以て償却するに方りて、徒らに不利の立場に陥るが如き弊害を免かるゝを得。然れども米穀銀行は漸次普通金融銀行に其の勢力を讓るの傾向あり、蓋し運輸の便増進し隨つて飢饉の危険減じたればなり。一地方若し米穀の缺乏を告ぐるあらんか、今や通常容易に他の方面より配給を得るなり。更に漁業其の他産業の發達と共に多數地方の米穀にのみ依頼するの程度は漸次局限せるに於て然り。

爪哇に於ても、海上漁業を以て土民生計の主要資源とせる地方には魚市場と共同の銀行を設置せる所あり。

郵便局貯蓄銀行ありて、一九一五年貯金者數一三〇、九〇九、其の貯金額一〇、七一一、五九五盾に達したり。尙ほ若干の民營貯蓄銀行あり。

四 外資の勢力と主たる投資場

政廳の初て土民の自由労働を許すに至りたるは一八三七年なりしが、其の以前收斂を之れ事としたる政府獨占制は蘭領東印度に於ける凡有民營企業を甚しく阻礙したり。既往久しく和蘭に於ける資本家は外來の競争に際會するの要を認めざりき。既説の如く今猶ほ採掘特許の如き和蘭の結社にのみ之を附與し、外國人には其の讓渡を許すに過ぎざるなり。一八八四年の糖業蹉跌は莫大なる損害を惹起したりしも、爾來當植民地の將來に對する歐洲資本家の信頼は漸次之が増進を見るに至れり。

一九〇七年以降爪哇、スマトラ及びボルネオに農園經營の爲め多數の會社起れり。其の總資本金は二〇、〇〇〇、〇〇〇磅を超へ、和蘭の持分は其の四分の一以内なるのみ。

一九一一年爪哇銀行の推定せる所によれば、諸外國人の爪哇に於ける總投資は公稱凡そ一七〇、〇

〇〇、〇〇〇盾、内拂込額約一五〇、〇〇〇、〇〇〇盾とし、同總額の内英國人一二〇、四〇〇、〇〇〇盾、佛國人及白耳義人二〇、七〇〇、〇〇〇盾、支那人七、〇〇〇、〇〇〇盾、又獨逸人は一、二〇〇、〇〇〇盾たるに過ぎざるべしと謂へり。

英國人の投資は主として茶、規那、護謨及び砂糖にあり。特に重要な英國の會社は Anglo-Dutch Plantations of Java (London) にして、資本金一、五〇〇、〇〇〇磅、内一、一六三、一二六磅の拂込濟なり。蘭領東印度に登録せる和蘭會社たる *Panankan en Tjassanlanden Maatschappij* を通じて、前記英國會社は茶、珈琲、護謨、米、規那及び木材を栽植せる五〇〇、〇〇〇英町のバマヌカン農園を支配す。和蘭會社は名義を保持し、英國會社は同和蘭會社の全株式を所有し、一九一六年には八物の配當を行へり。一九一七年末蘭領東印度に於ける英國人の投資總額の推算は約二〇、〇〇〇、〇〇〇磅なりと稱す。

二十世紀中更に蘭領東印度に於ける未耕未開の地積に對しては多大の資本投入を見るべきや必せり。政廳は今日猶當植民地に於て貿易上最大利害關係を有せり。一九一六年政廳の歐洲市場に於て物産の賣上額凡そ一四、〇〇〇、〇〇〇盾に達し、植民地に於ける收入は阿片專賣より三四、〇四二、三〇〇盾、鹽專賣より一四、五五三、〇〇〇盾、石炭の賣上より七、〇五九、〇〇〇盾及び珈琲の賣上より八〇六、三五〇盾其他鐵道並に林産よりせる收益や大なるべし。

第八總 說

若し英國製造業者にして戦後對爪哇貿易上有益なる商機を享受せんと欲せば、既往彼等の有したる利便、又其の執り來りたる取引方法、此の兩者共に之れに或種の變改を加ふるを以て緊切なりとす。例之英國諸港及び爪哇との間汽船の直通航路を有せざるべからず。又東亞に地盤を確立せんと欲する英國商人に對しては一層多大なる金融上の便宜を與へ、且つ英國商業會議所を爪哇其の他に設置すべきなり。現に英國商務情報官を蘭領東印度に任命し之を爪哇に駐在せしめ、其の間頻繁に外領地を遍歴し、以て商務に關する情報の蒐集及び配給とに全力を傾注せしむべき提議あり。

●附 録

東印度に於ける領土及通商に關する大英國並に和蘭の條約

一八二四年三月十七日倫敦に於て締結

第一條 兩締約國は東方多島海に於ける各自の領土内及び印度大陸内及び錫蘭に於て最惠國民の資格を以て通商することを各自の臣民に許すべきを約定す但し各自の臣民は各種民地の地方的規則を遵守すべきものとす。

第二條 東海地方の港に於て輸入又は輸出に對し該港の所屬せる一方國の臣民若しくは船舶に賦課せらるべき關稅の倍額以上の率は一方國の臣民若しくは船舶之を支拂ふの必要なし。

印度大陸若しくは錫蘭に於ける英領の港に於て和蘭船舶の載貨に對して支拂ふべき輸出又は輸入關稅は如何なる場合を問はず英國船舶の載貨に課せらるべき稅率の倍額を越えしむべからず。

當該港の所屬せる一方國の臣民若しくは船舶によりて輸入又は輸出するべき關稅を賦課せざる物品にして他方國の臣民若しくは船舶によるべき之に賦課する關稅は如何なる場合を問はず百分の六を越ゆべからず。

第三條 兩締約國は爾今東海地方に於ける土民國との間に各自が締結する條約中に明文を以て若しくは不均等なる關稅の賦課を以てして當該土民國の港より一方國の通商を排斥するが如き條項を包含せしむべからず。而して亦若し現存の條約中に上記を承認したる條項ある場合該條項は本條約の締結と共に之を廢棄せんことを茲に約定す。

本條約締結に先だち兩締約國は相互間に各自が東海地方に於ける土民國との間に存有する條約又は規約に就ては總て之を相通達し且つ若し將來締結の條約に對しては同様通達すべきものたることを相互に諒解す。

第四條 不列顛國並に和蘭國王兩陛下は各自の軍艦及び文武兩當事者に對し本條約第一、二、三條に據りて設定したる通商の自由を尊重し且つ如何なる場合を問はず東方多島海に於ける土民に對し兩締約國政府所屬の諸港間若しくは兩國政府臣民に對し土民國所

屬の諸港との間に於ける自由交通を妨害せざらんよう嚴命を發すべきを約定す。

第五條 不列顛國並に和蘭國王陛下は互に前記諸海に於て海賊の鎮壓を有效ならしむべく協力せんことを約定す。海賊に従事せる船舶に對し避難所若しくは保護を給與すべからず而して亦如何なる場合を問はず海賊船により捕獲せられたる船舶又は商品の兩國王の版圖内に輸入保管若しくは販賣せらるゝことを許すべからず。

第六條 歐羅巴に於ける各本國政府より前以て權限を與へられずして、東海に於ける何れの島嶼内たりとも之れに新植民地を設置すべからざる旨を東方に於ける兩國各自の官吏若しくは代理者に命令を發すべきことを約定す。

第七條 モルツカ諸島及び殊にアマホイナ、バンダ、タリナテ並に其の直屬諸島は和蘭政府に於て香料の專賣を撤廢するに適當なりと認めらる迄は本條約第一、二及四條の適用を除外す。雖も若し同政府にして上記專賣の撤廢以前に方りて土着の亞細亞國にあらざる他國の臣民に對し當該諸島との商業的交通を行ふことを許したる場合は全く同一立脚點の下に不列顛國王陛下の臣民に對して其の交通を認許すべきものとす。

第八條 和蘭國王陛下は總て印度大陸に於ける其の建設物を不列顛國王陛下に讓渡す而して該建設物によりて享受し若しくは要請し得たる總ての特權及び免除權を抛棄す。

第九條 フォート・マルボロ、商館 The Factory of Fort Marlborough 及びスマトラ島内にある英國の占有物は總て之を和蘭國王陛下に讓渡す、而して不列顛國王陛下は更に同島内に於て英國植民地を設定することなく、又同島の土王酋長若しくは州に對し何等條約を結ばざるべきを約定す。

第十條 マラツカの町及び要塞(The Town and Fort of Malacca)並に其の屬地は之を不列顛國王陛下に讓渡す而して和蘭國王陛下は自己及び其の臣民を代表してマラツカ半島内何れの地點たりとも之に建設物を置くことなく、又同半島に於ける土王酋長若しくは州に對し何等條約を締結せざらんことを約定す。

第十一條 不列顛國王陛下は和蘭政府代理者の行爲たるピリトン島及び其の屬地占領に對する抗議を茲に撤回す。

第十二條 和蘭國王陛下は不列顛國王陛下の臣民によりて行はれたる新嘉坡島占領に對する抗議を茲に撤回す。

不列顛國王陛下はカリモン諸島又はパツタム、ピンタン、リンギンの各島其の他新嘉坡海峡以南の諸島に於て英國の建設物を設けざること、若しくは上記諸島の會長に對し英國當局の何等條約を締結せざるべきを約定す。

第十三條 當該條項によりて讓渡したる植民地、占有物及び建設物は總て一八二五年三月一日双方國王の官吏に之を引渡すべし。要塞は本條約の印度に於ける布告の時期に現在する儘たるべきものとす。も相互間に於て砲煩又は如何なる種類たりとも其の貯藏品は當該讓渡國が之を現場に遺留すること又之を他所に移轉したるを問はず之に就て何等の要請を爲さず、又歳入の未納金若しくは其の何たるを問はず政治的賦課物亦同じ。

第十四條 本條約により讓渡したる領土の住民は總て本條約批准の日附後六箇年の期間内は隨意に其の資産を處分し若しくは何等の故障又は妨害を受くることなくして其の移住せんことを欲する國に轉居するの自由を享受す。

第十五條 兩締約國は第八、九、十、十一及び十二條に記載したる領土又は建設物を如何なる場合を問はず他國に讓渡せざることな約定す當該占有物にして兩締約國の一方によりて放棄せらるゝ場合其の占取權は直ちに他の一方に移るものとす。

第十六條 爪哇及び他の占有地を東印度にある和蘭國王陛下の公官に還附したる爲めに生じたる計算及び開墾地並に一八一七年六月二十四日兩國代理官の間に爪哇に於て結ばれたる協約の題目たる問題其の他一切は一八二五年末以前に和蘭國より倫敦に於て爲さるべき拾萬磅の支拂金を以て最後にして又完全なる決済を了すべきものなることを約定す。

不列顛國全權委員はモルツカス Malacca なる語を以て西方にセレス、東方にニウギニア及び南方にチモールを抱有せる一群の諸島に對して適用するも此の三島は前項の除外中に之を含まず、又同島の位置にして二個の主要香料島たるアマホイナ及びバンダの兩島に對して香料專賣の持續する限り之れとの交通禁止の必要なかりせばセラム島も亦前記除外例中に含まざるべきものなりと了解す。

利害の衝突を避けんが爲め便宜なりと思考せられたる今次の領土交換は其の撤退せんとする島嶼に於ける英國の領民及び同盟者に關して若干の説明を爲すと共に又之を要求するの責務を不列顛國王陛下の全權委員に負はしめたり。

英國代理者によりてアチン王と一八一九年に締結せられたる條約は現條約の第三條と兩立し難し。故に不列顛國全權委員は速にアチンとの條約を改訂し以て之をしてアチン港に於ける不列顛國船舶及び臣民の優待に對する簡易の協定たらしめんことを期す。然りと雖該條約(和蘭國全權委員に通告したり)の條項中には從來東方諸海に確設したる歐洲人の一般的利害に關係を及ぼすものあるを以て當該條項の惠澤確保に對し和蘭政府の相當施設を信賴するものなり。而してマルボロー要塞の新所有者は何等アチン王に敵對的施設を行はざるべきを深く信するものなり。

ベンクレーンに於ける古來よりの英國商館 *Factory of Lingland* に從屬せる土民及び移住者の利益は之を和蘭政府の、友好的にして且つ慈父的保護に推託するは不列顛國全權委員の重大なる義務とする所なり。

此懇請の更に緊切なる所以は一八一八年の近時に至りて土民酋長と條約を結び之が爲めに國情著しく進歩の迹を見たる事實あればなり。胡椒の強制栽培及同引渡しの制度は之を撤廢し、米作に對し獎勵を行ひ耕作階級と地方酋長との間に於ける關係は之を協調し、地中の財産は酋長の所有たることを公認し、奥地に於ける歐人理事官を解任し之に代ふるに土民官吏を以てし且つ内方地政細の管理には一切の干渉を撤廢したり。以上諸般の施設は土着住民の利益を大に増進せんが爲めに計畫せられたるものなり。下名は如上の利害關係を和蘭政府の保護下に推託せんとするに方り不列顛國政府當局側に於てもマラツカ及び其の他關領植民地の住民に對し同様の注意を拂ふべき旨を其政府に證書せられんことを和蘭國王陛下の全權委員に依頼するものなり。

◎ 參考書目

歴 史

著 者	書 名	發 行 地 及 年 次
Berg, N.P. van den	The Financial and Economical Condition of Netherlands India since 1870.	The Hague, 1895.
Boeg, L.W.C. van den	Le Hadramout et les colonies arabes dans l'archipel indien.	Batavia, 1886.
Campbell, D. M.	Java: past and present. 2 vols	London, 1915.
Daendels, H. W.	Afsat der Nederlandsche Oostindische Bezittingen... in de Jaaren 1808-11, 2 v.	The Hague, 1814.
Day, Clive.	Policy and Administration of the Dutch in Java.	New York, 1904.
Derenter, M.L. van.	Geschiedenis der Nederlanders op Java. 2 vols.	Haarlem, 1886-7.
Derenter, J.C. Th. van.	Oversicht van den economischen toestand der inlandsehe bevolking van Java en Madoera.	The Hague, 1904.
Encyclopedie van Nederlandsch-Indie. (1st ed., edited by P.A. van der Lith.) 4 vols.		The Hague, Leiden (1895-1905)
Folkens, F.	De nieuwe Regeling der grenzen tusschen Nederlandsch en Portugeesch Timor.	The Hague, Leiden, 1917, & c.
Greve, W.R. de	Het Rapport van de Staatscommissie voor de verdediging van Nederlandsch-Indie	The Hague, 1913.
Hansen, P.G.C.	Studien en Beschouwingen. Bestuur van Oost-Indie. 2 vols.	Amsterdam, 1902.
Heide, J.H. van der.	Zijn wij in staat Oost Indie te verdedigen? Economische Studien en Critieken met betrekking tot Java.	Do, 1904. The Hague and Batavia, 1901.

- | | | |
|---|---|------------------------------------|
| Huet, G. Busken. | Multatuli. (In Onze Hedenjagische Letter-Kundigen.) | Amsterdam, 1885. |
| Jonge, J.K.J. de. | De opkomst van het Nederlandsch gezag in Oost-Indie, 1595-1610. 13 vols | The Hague and Amsterdam, 1862-1909 |
| Jungbuhn, W. Frans | Java, dezelfs gedaante, bekleeding en inwendige structuur. 4 vols. | Amsterdam, 1850-3. |
| Kol, H.H. van | Uit onze Kolonien. | Leiden, 1903. |
| Money, J.W.B. | Java, or how to manage a Colony. 2 vols. | London, 1861. |
| Multatuli, pseud. (E. E.D. Dekker) | Max Havelaar. 2 vols. | Amsterdam. 1860. |
| ————— | Max Havelaar. Translated by Baron A. Nahujs. | Edinburgh, 1869. |
| Pierson, N.G. | Nog eens Vrye-Arbeid in Nederlandsch-Indie. | Purmerende, 1882. |
| Plas, J. | Koloniale Politiek | Amsterdam, 1877. |
| Prince, P.M.L. de B. | La Colonisation hollandaise aux Indes orientales. | Brussels, 1898. |
| Raffles, T.S. | Officieele Bescheiden betreffende den dienst van Multatuli als Oost-Indisch ambtenaar. | Jogyakarta, 1900. |
| Schelling, R. | The History of Java. 2 vols. | London, 1817. |
| Snoeck Hargronje, C. | Nederland tusschen de Tropen. | Zwolle, 1889. |
| Stok, P.J.C. van der. | Nederland en de Islam. | Leiden, 1915. |
| Valentijn, F. | Gouvernements-Explostatie in Nederlandsch-Indie. | The Hague, 1913. |
| Veth, P.J. | Oud en Nieuw Oost-Indien. 2 vols. | The Hague, 1856-8. |
| Wallace, A.R. | Java. 4 vols. | Haarlem, 1895-1907. |
| Winckel, C.P.K. | The Malay Archipelago. Vol. i. | London, 1869. |
| De eerste Schryfart der Nederlanders naar Oost-Indie onder Cornelis de Houman, 1595-7. (Vol. VII of the publications of the Landschoten Vereeniging.) | Essai sur les principes regissant l'administration de la justice aux Indes orientales hollandaises. | Amsterdam and Semarang, 1890-1. |
| | | The Hague, 1915. |

- East and West Indian Mirror. An account of Joris van Spilbergen's Voyage round the World, 1614-77, and of the Australian Navigations of Jacob de Maure, 1615-17. (Publications of the Hakluyt Society, ser. II, vol. 18.) London, 1906.
- Eene waarschuwend stem tot allen die Indie voor Nederland wenschen te behouden Verslag van het beheer, etc. Rotterdam, 1859.
- Jaarboek van Nederlandsch-Indie. Batavia, 1916.
- Jaarcijfers voor het Koninkrijk der Nederlanden (Koloniën), 1912, 1913. The Hague, 1914, 1915.
- Regeerings Almanak voor Nederlandsch-Indie. 2 vols. Batavia, 1916.
- Verslag der Commissie tot uitzetting op het terrein van de tusschen het Nederlandsche gebied en Britisch Noord-Borneo vastgestelde grens. Batavia, 1913.
- Verslag van het beheer en der staat der Nederlandsche Bezittingen en Koloniën in Oost-en West-Indie en ter Kust van Guinea over 1849-(1916). 61 vols. The Hague, 1857-1916.
- Year Book of the Netherlands East Indies. Batavia, 1916.

雜 錄

- British Diplomatic and Consular Reports, Annual Series. Netherlands East Indies, Trade, &c. No. 5083, 1912, and No. 5325, 1913. The Hague, Lei den, (1896-1905.)
- Cotton Goods in the Dutch East Indies. (United States Department of Commerce, Special Agents' Series, No. 120.) The Hague, Leiden, 1917, &c.
- Encyclopedie van Nederlandsch Indie. (1st ed., edited by P. A. van der Lith.) 4 vols. The Hague, Leiden, 1917, &c.
- (2nd ed., edited by J. Paulus.) Amsterdam, 1917.
- Handboek voor Cultuur en Handelsondernemingen in Nederlandsch-Indie. The Hague, 1876, &c.
- In-en Uitvoer, Handels-Economisch Weekblad voor Nederland en Koloniën. Batavia, 1916.
- Jaarboek van Nederlandsch-Indie. Batavia, 1916.
- Jaarcijfers voor het Koninkrijk der Nederlanden (Koloniën). The Hague, 1915.
- Regeerings Almanak voor Nederlandsch-Indie. Batavia, 1916.

U.S.A. Supplement to Commerce Reports, 53 A. 1915.

Verslag omtrent Handel, Nijveheid en Landbouw van Nederlandsoch-Indie gedurende 1915.

Brown, J. Macmillan.

The Dutch East.

Batavia, 1916.

London, 1914.

Cabaton, A.

Les Indes neerlandaises, Paris, 1610
(Translated as Java, Sumatra, and the other islands of
the Dutch East Indies, London, 1911).

London, 1915.

Campbell, Donald M.

Java: past and present.

New York and London, 1914.

Walcott, A.S.

Java and her Neighbours.

London, 1909.

Wright, A.

Twentieth Century Impressions of Netherlands India.

追補統計

(臺灣總督府發行「內外情報」所載)

爪哇海外貿易表

●爪哇海外貿易表Ⅱ一九二〇—一九二一年對照
輸●入●

品目	單位	自一月至十二月	
		一九二〇年	一九二一年
自動車(荷車)同	箇	一,七三二	一,三三三
同(其他)同	同	四,四四八	三,八七六
麥酒及スタウト	千リットル	六,七九五	六,七三五
セスキト	千	二,〇〇一	八八二
バタ	千	二,二二四	二,四六五
洋灰	千樽	七,四四四	五,六三三
明礬	千	八三三	四,五三二
カルバ	千	八九一	五三九
苛性曹	千	四,三三三	六八九
綠性	千	一,四一一	二,四四四
硫磺	千	一,四九八	一,〇一一
葉草	同	四七九	五二〇
卷煙	同	一,一三六	一,四一九
石炭	噸	一,七三四	二,〇〇四
小麥	同	二,七三六	二,九八八
マ	同	六,五九〇	三,八一
鐵及鋼棒及板	千	六,六八五	五,八七五
洋釘	千	二二六	一四一
銅板	千	五九二	三六三
眞鍮板	千	二七七	一四一
眞鍮釘	千	一五	五〇
眞鍮板	同	三,五八〇	四,九五〇
コンダンスト、ミル	同	一,三三三	二,八六三
グスタリライズト、ミ	千リットル	一,三三三	二,八六三
ルグ	千	八五九	一,〇九三
礦油	千リットル	三,四七五	三,一三三
石炭	千	三,三三三	二,五九四
書紙	千	二,三九九	二,三九九
新聞用紙	千	二,三九九	九二七
新聞用紙	千	一,〇六八	一,三三七
古新聞	千	三,四一七	二,五九五
裁縫機	同	一,〇六八	一,三三七
硫酸安母尼亞	千	二,二九四	五,七三九
食鹽	同	一〇〇	三九
各種織物	同	四,二九九	三,四二三

追補統計

追補統計

輸・出

品目	單位	自一月至十二月	
		一九二〇年	一九二一年
アラツク酒	千リットル	一、六四八	一、七三二
規那皮	千	四、五二六	四、一〇一
コゴア豆	同	九、九四	一、〇、七、七
コゴア業	同	一、〇、七、七	一、〇、七、七
珈琲(各種)	同	四、三、七、三	三、〇、七、四
コブ(各種)	同	四、九、七、七	九、三、〇、〇、九
ダマール、ゴム	同	一、七、七、七	一、一、四、九
帽子(各種)	千	一、一、〇、三	七、七、七
獸皮	千	五、八、九、六	三、三、〇、四
白胡椒	同	一、六、九、一	一、一、三、一
規那	同	三、〇、三、一	二、八、一、三、八
酒	千リットル	一、七、三、八、五	八、〇、二、〇、八
砂糖	同	一、四、八、〇、三、四、六	一、六、三、九、六、四、九
一、二番及糖蜜	同	二、一、七、三、三	七、四、四、四
残渣(糖蜜)	同	一、七、八、一、五、三	一、七、九、一、一
タバコ	同	六、四、一、四、〇	六、二、四、四、七
片粉	同	三、八、九、一	六、三、八、八
玉干	千	一、七、三、二	七、三、三、四
護干	同	四、一、〇、一	二、一、八、九、九
カボツ	同	一、〇、七、七	一、〇、七、七
玉蜀黍	同	一、〇、七、七	一、〇、七、七
油類	同	九、三、〇、〇、九	三、〇、七、四
椰子	千	一、一、四、九	七、七、七
石油及揮發油	同	七、七、七	三、三、〇、四
椰子	千	一、一、〇、三	一、一、三、一
石油	同	三、三、〇、四	二、八、一、三、八
液体燃料	同	一、一、三、一	一、一、三、一
パラボン	同	二、八、一、三、八	二、八、一、三、八
落花生	同	八、〇、二、〇、八	八、〇、二、〇、八
黒胡椒	同	一、六、三、九、六、四、九	一、六、三、九、六、四、九
茶	同	七、四、四、四	七、四、四、四
粉	同	一、七、九、一、一	一、七、九、一、一
煙草(各種)	同	六、二、四、四、七	六、二、四、四、七
木材	同	六、三、八、八	六、三、八、八
爪哇チーク	同	七、三、三、四	七、三、三、四
立方メートル	同	七、三、三、四	七、三、三、四

●一九一三、一九一九、一九二〇、一九二一年に於ける蘭印總輸出入價額の比較

輸・入

輸入品目	年	
	一九一三年	一九二一年
私人關係商品(爪哇)	三、〇、一、七、三	七、九、〇、二、七
同(前(外領))	一、三、七、七、〇	二、八、八、五、九
右合計	四、三、九、四、三	一、〇、七、八、七
政府關係商品(爪哇)	二、四、四、九	九、九、一、二
同(前(外領))	一、一、五、〇	一、五、九、九
右合計	三、五、九、九	一、一、五、〇
金銀輸入(政府)	四、四、一、九	一、一、七、七
同(前(私人))	二、三、九、九、八	七、四、八、四、六
右合計	六、八、一、一、七	八、五、八、九、八
輸入價額累計	四、九、八、〇、五	一、九、三、七、七

輸・出

輸出品目	年	
	一九一三年	一九二一年
私人關係商品(爪哇)	三、七、一、三、四	六、五、八、六、二
同(前(外領))	三、〇、三、一、五	五、三、〇、二、七
一九一九年	一、三、九、八、八	一、五、〇、七、七
一九二〇年	七、四、四、二、八	七、三、三、四
一九二一年	一、三、九、八、八	六、五、八、六、二

追補統計

追補統計

州名	一九二〇年	一九二一年	一九二二年
ブス	四七五七五五	一七〇一一九	一七〇三二〇
東部爪哇合計	二八三三四〇〇	九〇四三四六	九八七九一四
爪哇マドゥラ合計	九八二七六一	二二一八九七	一〇〇八二八九

一九二〇年爪哇マドゥラに於て作業せるゴム園數、其産額 (州別)

州名	目	其中作業せるもの中		生		産		額
		一九二一年	一九二二年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年		
バタ	一	—	—	一八三六二八九	三三九九五	一五九四九八二	—	
レオン	三	—	—	二〇六三三三	二七九九六	三〇〇五七〇四	—	
カロン	六	—	—	五四四二八〇九	二二八九三	一〇〇八二一九四	—	
マカ	三	—	—	三六四五一五	三三九九〇	四三三三三〇	—	
スマ	二〇	—	—	八八二二七七	—	一〇三三三三〇	—	
バタ	九	—	—	九五四三三五	—	六九一一三三	—	
ケ	一	—	—	五五五〇	—	二二五五〇	—	
ス	六	—	—	二八三三三三	—	二六一一八七	—	
ス	一	—	—	六七五四九	—	四八一一三	—	
マ	三	—	—	七三三八一	—	一一四七七〇	—	
グ	三	—	—	一六五九八四三	—	一七五七〇三三	—	
マ	一	—	—	六三〇八〇七四	—	五三九三三三九	—	
バ	四	—	—	五四二〇三六四	—	四九六六六〇六	—	
バ	四	—	—	二六二〇一四四	—	二二二二二八二	—	
合	計	二六五(1)	一四(2)	—	—	—	—	二六八六二〇〇

(1) 此十四の園は一九二〇年には一七二、三六六基瓦を生産せり。
 (2) 此四十五の園は一九二〇年には一、四二一、三三三基瓦を生産せり。

一九二〇年蘭印爪哇マドゥラに於ける茶栽培面積及其産額

州名	年	栽培區域		實際收穫區域	
		一九二〇年	一九二一年	一九二〇年	一九二一年
バタ	一	—	—	—	—
レオン	三	—	—	—	—
カロン	六	—	—	—	—
マカ	三	—	—	—	—
スマ	二〇	—	—	—	—
バタ	九	—	—	—	—
ケ	一	—	—	—	—
ス	六	—	—	—	—
ス	一	—	—	—	—
マ	三	—	—	—	—
グ	三	—	—	—	—
マ	一	—	—	—	—
バ	四	—	—	—	—
バ	四	—	—	—	—
合	計	—	—	—	—

追補統計

州名	歐洲人		土人		東洋外國人		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
ブレアンガー	九、一五七	七、〇〇一	一、八三三	一、九三六	一、二六二	一、八五二	一、九三六	一、九三六
チエリゴン	一、一三二	八、九一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七	一、一〇七
ハカロンガン	一、七六六	一、四三九	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
スマラン	八、一〇六	七、〇二八	一、三二一	一、三二一	一、三二一	一、三二一	一、三二一	一、三二一
レムパヤ	九、九二二	八、〇二二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
スラバヤ	一、八二二	九、七五八	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
マドゥラ	四、四九	五、四四五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
パルアン	五、〇一六	四、四三三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
アス	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
パンユーマス	一、一六四	九、一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
クド	一、一六四	一、一六四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
ザヨクヤカルタ	二、二八二	二、二八二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
スーラカルタ	二、二八二	二、二八二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
マデイワン	一、一三三	一、一三三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
クアイリ	二、二八二	二、二八二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	七、四九一	六、〇三九	一、三二一	一、三二一	一、三二一	一、三二一	一、三二一	一、三二一

一九二〇年爪哇マドゥラ人口現在

日本人は歐洲人として計算しあり

州名	歐洲人		土人		東洋外國人		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
パルアン	三、三三三	二、五五五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
スマラン	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
マドゥラ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	五、三三三	四、五五五	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

項目	高産		土人		合計	
	用詰中	用巻外	買上	買上	買上	買上
エステート	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
エステート	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
エステート	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
合計	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

9880

10

13873

不許複製

大正十二年十月十一日印刷
大正十二年十月十三日發行

以印刷代筆寫

譯者 遠山 靜二

發行者 伊藤 憐之助
臺北市榮町三丁目九番地

印刷人 小塚 兼吉
臺北市榮町三丁目十二番地

印刷所 小塚印刷工場
臺北市京町一丁目四十三番地

發行所

臺灣總督府內
南洋協會臺灣支部

掛內電話八九番

南洋叢書

第一卷	比律賓群島に於ける護謨栽培	(實費金 十五錢)
第二卷	蘭領スマトラ島の護謨園	(定價金 二十錢)
第三卷	比律賓群島の開發	(實費金 十五錢)
第四卷	暹羅國の稻作及精米業	(定價金 四十五錢)
第五卷	緬甸事情	(定價金 一圓)
第六卷	タロオ地方開墾事業	(定價金 五十錢)
第七卷	比律賓群島に於ける古々椰子	(實費金 七十五錢)
第八卷	蘭領東印度に於ける灌溉大要	(實費金 一圓十五錢)
第九卷	比律賓群島農業の發達と對米貿易の關係	(實費金 三十錢)
第十卷	海峽殖民地に於ける苧麻栽培	(實費金 三十五錢)
第十一卷	蘭領東印度の教育制度	(實費金 一圓二十錢)
第十二卷	新西蘭の羊業概況	(定價金 三十錢)
第十三卷	勞働者の理想郷たる濠洲	(實費金 四十五錢)
第十四卷	蘭領東印度に於ける實業教育	(實費金 五十錢)
第十五卷	比律賓と棉作	(實費金 三十五錢)
第十六卷	比島タマオの富源と其開發	(定價金 八十錢)
第十七卷	ブードン島農業經濟論	(定價金 二十五錢)
第十八卷	比律賓のブリー椰子	(實費金 八十錢)
第十九卷	蘭領印度の經濟	(實費金 八十錢)
第二十卷	比律賓群島の米作	(定價金 五十錢)
第二十一卷	キヤツサヴァアの栽培	(實費金 三十錢)
第二十二卷	石油生産地としての東方諸國	(實費金 五十五錢)
第二十三卷	ウツト總督の教書	(定價金 一圓五十錢)
第二十四卷	サイザル及龍舌草	(定價金 一圓五十錢)

臺灣總督府內
南洋協會臺灣支部

越村長次編	南洋渡航須知	特價金二圓(送料八錢)
越智有編	馬來語讀本	定價金一圓二十錢(送料共)
櫻井芳次郎譯	世界的食糧の給源	實費金三十五錢(同)
鈴木進一郎譯	大戦前後 甘蔗甜菜兩糖の競争	實費金一圓二十錢(同)
村社新譯	英國穀物生産條例解説	實費金六十錢(同)
岩木龜彦著	最近三十年間に於ける日本の砂糖及其製品に關する調査	定金金一圓八十錢(同)
小森德治著	比律賓史	特價金一圓五十錢(同)
越村長次譯	世界市場に於ける羊毛	實費金八十錢(同)
安重龜三郎著	南支汕頭商埠	定價金八十錢(同)
加藤清之助著	苧麻	定價金二十圓(同)
越智有著	馬日辭典	定價金四圓(同)

發行所
臺灣總督府內
南洋協會臺灣支部

終